

(仮称)文京区子どもの権利に関する条例(素案)に対する意見募集結果

1 意見募集の概要

件名	(仮称) 文京区子どもの権利に関する条例（素案）
募集期間	令和7年10月20日（月）～令和7年11月20日（木）
提出者	30名
意見数	205件

【資料第1号（別紙3）】

パブリックコメントで寄せられたご意見及び区の見解（205件）

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
1	全体	<p>子どもの権利に関する条例について素案の作成および意見募集を実施いただき、大変ありがとうございます。</p> <p>全般 「児童の権利に関する条約」は一般的な言葉にも見えるので特定の条約を指すことが分かりやすい様に、鍵かっこで囲んだ方が良いと思います。</p> <p>タイトルでは「こども」と言っているのに急に「児童」が出てきて言葉の意味にも「児童」は出てこないので戸惑います。</p>	条例等における表記のルール上、他の条例や法令を引用する際に、鍵かっこ等を用いないこととしております。
2	全体	①文京区の条例素案は「一歩先行く自治体」どころか、全国の自治体の先進事例に後れをとっている、『条例格差、を生じさせる手抜き条例と言わざるを得ず、全国の自治体の先進事例をもう一度くまなくリサーチした上で参考にすべきは参考にし、取り入れるべきは取り入れ、抜本的に見直していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきました。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
3	全体	②上記①に関し、区はどの自治体のどの条項号を参照したか区民に丁寧に説明し、理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきました。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
4	全体	③子どもの権利条例における内容や質の面での『条例格差、は、すなわち子どもの権利擁護の格差となって現れることを区と大人は自覚し、自治体間の格差を生じさせない（少なくとも文京区の条例が他の自治体に比べて劣ることで文京区の子どもたちの権利擁護に差が出ることのないよう）、改めて一字一句見直していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきました。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
5	全体	⑥例えば、文京区の条例素案と、世田谷区の子どもの権利条例と、杉並区の子どもの権利条例を並べて、どの条例がいいかアンケート調査した場合、現在の文京区の条例素案は最下位になるとしか思えません。同じ23区の子どもでありますながら、条例の内容の良し悪しや出来不出来を黙認することほど大人として無責任なことはありません。条例素案を抜本的に見直し、他の自治体に後れをとるような内容は改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきました。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
6	全体	⑦子どもの権利条例はその自治体の子どもも大人も読むものであり、条例の内容や質、文章・文言の良し悪しや優劣で、子どもの権利リテラシーで格差を生じさせないでいただきたい。もし格差が生じ、知識やリテラシーの面で文京区民が劣るようなことがあればそれは区の責任であることを自覚して条例を策定していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきました。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
7	全体	⑧全国の他の自治体の先進事例と比べると、言語・単語・ことば・ボキャブラリーの『貧困、が目立ち、「文の京」の子どもたちの権利条例として恥ずかしい限りです。敢えて難しい言葉を使う必要はありませんが、多様な言葉を使うことで子どもたちの思考の多様性も促していただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきました。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
8	全体	⑨条例素案には「探究的な学び」の視点が欠けています。条例を作る側に「探究的な学び」の視点が欠けていれば、子どもの権利擁護のあり方や実効性についても「探究的」なアプローチが欠け、結果として安易で短絡的な条例になりかねず、もう1度、「探究的な学び」の視点を持って全国自治体の先進事例を調査・研究し、参考にすべきは参考にして全面的に改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
9	全体	⑩文京区の条例素案は、子どもたちに分かりやすい平易な言葉を使うことによって内容を薄くし条例の質を落としています。子どもたちに分かりやすい平易な言葉を使いつつ、他の自治体の先進的な子どもの権利条例に勝るとも劣らない、内容が濃く、条例の質を高めたものとすべく、全文を一字一句見直し精査し、改めて作り直していただきたい。文京区においてこの条例素案が他の自治体の先進的な子どもの権利条例に勝るとも劣らないと主張するのであれば、どこのどの自治体の条例と比べてそう言えるのか、具体例を挙げ、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くして説明責任を果たしていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
10	全体	⑪「名は体を表す」ではないですが、条例の内容や文章・文言はその自治体の本気度を表しますが、文京区の条例素案は他の自治体の条例に比べ見劣りすることは否めません。文京区の条例素案づくりに携わった人の何人が全国の他の自治体の先行条例をつぶさに読んだでしょうか。一人もいないような気がしてなりません。全国の他の自治体の先行条例をつぶさに読まないということは、それだけ文京区の子どもの権利条例を真剣に作ろうとしていないことの証しであり、それはイコール、子どもの権利を守る意識が薄く低いことの裏返しでもあることを自覚し、もう一度、全国自治体の全ての条例を調べ直し、劣るところがないか一斉点検し、全文を通して改めるべきは改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
11	全体	⑫条例で使う言葉が難しいとか南海であるとか、意味が分からぬといったことは、大人の勉強不足と怠慢、日本語リテラシーの欠如に因るところが大きく、子どもたちは吸収力も高く、「探究的な学び」の側面からも区や大人が独善的に自己規制すべきでなく、全文を一字一句見直し、改めていただきたい。	条例素案の作成においては、特に特別区の先行事例を中心に研究し、子ども・子育て会議や文京区議会での審議を経てまとめてきたものです。前文案を区内中高生からなる「子どもの権利推進リーダー」と作成したほか、WEBを活用した意識調査の意見等を反映しており、文京区に住むこどもたちの声を踏まえたものとなっております。
12	条例名	62 16～18歳の区民に「子どもか若者か」と聞けば、おそらく「若者」と答え、「子ども」の範疇に括れば「子ども扱いしないでほしい」と怒ると思います。千葉市は「千葉市こども・若者基本条例」としており、文京区もそうした名称を検討していただきたい。それでも敢えて「子どもの権利条例」とするのであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「こども」を区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人としております。また、令和8年度から策定する「若者計画」では、おおむね19歳から39歳までを主な対象としています。
13	条例名	79 青森県むつ市の条例は「子どもの笑顔まんなか条例」と工夫され、「子どもは、自分のもつ権利を正しく学び、自分以外の人も同じ権利をもっていることを理解するとともに、お互いの権利を尊重し合うことが大切です。自分を大切に思う気持ちや自分以外の人を思いやる気持ちをもつことが、社会性を身につけることや命を大切にすることにもつながります。子どもは、まわりの人から大切にされていると実感することで、自分や自分以外の人を大切にする心が育まれるとともに、物事に挑戦する気持ちが高まり、自分のもっている能力を更に広げていくことができます」と、子どもへの教育的な側面も滲ませた条例となっています。文京区においても条例名を工夫し、子どもたちに教え聞かせるようなことも盛り込んでいただきたい。むつ市では盛り込みて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区子どもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
14	条例名	90 山梨県甲府市の条例名は「甲府市子ども未来応援条例」であり、工夫が見て取れます。文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区子どもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
15	条例名	91 三重県東員町も同様で、「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例」と工夫が見て取れます。文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区子どもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
16	条例名	93 長野県の条例名も「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」と工夫が見て取れ、文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区子どもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
17	条例名	94 札幌市の条例名も「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」と工夫が見て取れ、文京区も一歩先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区子どもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
18	条例名	95 岩手県遠野市の条例名ま「遠野市わらすっこ条例」と工夫が見て取れ、文京区も一步先行く自治体として条例名を工夫していただきたい。	条例の名称は、子ども・子育て会議等の審議において「文京区こどもの権利に関する条例」が案となっており、文京区議会での審議を経て決定します。
19	前文	前文の「おとな」は、社会全体ということを出すためにも、明示的に「すべてのおとな」にした方が良いと思います。	前文案は、区内中高生が「こどもの権利推進リーダー」となり、会合を重ねて作成しました。中高生の生の声をそのまま条例前文として定める方針です。
20	前文	④前文にある「文京区の宣言」は、取って付けたようなありきたりな言葉の羅列であり、中身が薄く、「文の京」の区民として恥ずかしい限りです。もっと区民が誇りに思え、他の自治体の市民が参考にしたくなる内容・文章・文言に改めていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
21	前文	⑭条例において前文はとても大切なに、文京区の場合、「文京区の宣言」でお茶を濁しているとしか思えず、これでは全国の他の自治体から笑われてしまい、文京区民は恥ずかしい思いをしなければなりません。全国の他の自治体の条例の「前文」をくまなくリサーチし、「文の京」の条例として子どもたちが胸を張り誇れる内容に全面的に差し替えていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
22	前文	⑨豊島区のように冒頭、「子どものみなさん」といったような大人から子どもへのメッセージ（思いや伝えたいこと等）を盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
23	前文	⑩豊島区の条例には「おとなには、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任があります。そのために、おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限りない力を信じて最善の努力をします。豊島区は、それらを実効あるものにするために、安全・安心に暮らせる環境を整備し、この条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させていきます。」という大人の責任と決意が明確に、そしてしっかりと記載されており、子どもたちにとっては大きな支え、拠り所にになることから、文京区でもこうした大人の責任と義務、決意を盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
24	前文	⑪豊島区の条例の前文には最後に「まさにこの豊島区の目指す理念こそ、国が批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に通じる理念にほかならないのです」と記載があり、文京区でも文京区の「理念」に照らした子どもの権利条例の位置づけをはっきりさせていただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
25	前文	⑫武蔵野市の条例で記載のあるように、子どもたちが「権利の主体」であることを明記していただきたい。（武蔵野市の例：「子どもが権利の主体であることを認識し」「権利の主体である子どもが」「権利の主体として子どもの権利が」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「こどもからの声」において、わたしたちは「子どもの権利」を持っていますと述べられており、前文の「文京区の宣言」において、全てのこどもは、一人一人がかけがえのない存在であると規定しており、子どもが権利の主体であることは明示されています。
26	前文	⑬武蔵野市の条例で記載のあるように「まち」や「まちづくり」との関連をもっと強調し、子どもたちの政調や権利擁護が「まち」や「まちづくり」と密接に関わっていることを盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「第5章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第20条）」「子どもにやさしいまちであるべきです」「子どもたちのことばが実現できるまちを目指します」「願いが届くようなまちであること」「地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「文京区の宣言」において、子どもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定すると規定しています。
27	前文	⑭武蔵野市の条例で記載のあるように、子どもたちに「無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができ」ることを盛り込んでいただきたい。子どもたちにエールを送ることになり、こころの支えにもなるはずです。武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
28	前文	⑮武蔵野市の条例で記載のあるように「実現」をもっと盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指し」「子どもたちのことばが実現できるまちを目指します」「市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します」）子どもたちに「実現」することの大切さや「実現」する可能性を抱いてもらうことは大切です。武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「文京区の宣言」において、子どもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定すると規定しており、条例全体を通じて、子どもの権利が守られる社会の実現に向けて取り組む内容となっています。
29	前文	⑯狛江市の条例案にあるように前文のメッセージは「子どもからのメッセージ」と「市・大人からのメッセージ」といったように2本立てにしていただきたい。 文京区において2本立てにしない／できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
30	前文	㉔狛江市の条例案の記載にあるように、「狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願ってい」るというメッセージを盛り込んでいただきたい。文京区において12歳のタイ人少女が性的サービスに従事させられた事件（犯罪）が起きたことを踏まえ、子どもの権利を守り擁護することで「文京区が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っている／目指している」ことを明記していただきたい。こうした記載を明記する必要がない／盛り込む必要がないということであればその理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
31	前文	㉕豊島区の条例には「子どもは、自分の今の「思い」をわかってほしいと願っています」という一文がありますが、文京区の条例素案には「～してほしい」という文言はたくさんあるものの、子どもたちがいつも切実に願っている「わかってほしい」が抜け落ちています。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
32	前文	㉖豊島区の条例には「私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます」という一文がありますが、文京区の条例素案には「子どもたちの「立場に立って」という文言がありません。子どもたちにとつては自分たちの「立場に立って」ほしいと切実に願っているものであり、何らかの形で盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
33	前文	㉗豊島区の条例には大人からのメッセージとして「あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていきましょう」という寄り添う呼びかけのメッセージが盛り込まれており、子どもたちにとつては共感を持って受け止められるはずであり、文京区においてもこうしたメッセージを盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
34	前文	㉘豊島区の条例には大人からのメッセージとして「子どもの主体性を認めて、子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくることが必要です」という自戒の言葉があり、子どもにしてみればこうした大人たちの自戒の姿勢を評価し信頼感も増すはずであり、文京区においてもこうしたメッセージを盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
35	前文	<p>⑩豊島区の条例には大人からのメッセージとして「おとなは、家庭、学校及び地域の中でお互いに手を携え、協力しながら、子どもの限らない力を信じて最善の努力をします」と宣言、していますが、子どもにとっては頼もしい言葉で生きる気力もわいてくるというものであり、文京区においてもこうしたメッセージを盛り込んでいただきたい。豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
36	前文	<p>⑪国立市の条例には「すべての子どもたちへ」と題し、「このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいいっぱい応援します」と綴られており、子どもたちへのあたたかな応援メッセージは子どもたちの励みにつながることから文京区の条例にも盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
37	前文	<p>⑫国立市の条例には「あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切にして、守っていくことを約束します」と「約束」が盛り込まれており、子どもにとって信頼を寄せる効果が見込まれることから文京区においても区や大人が子どもたちに何を「約束」するか明記し盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
38	前文	<p>⑬文京区の素案には「最善の利益」を巡り、「こどもに関することが決められ、行われるときは、そのこどもにとって最も善いことは何かを第一に考えます」「権利擁護委員は、職務を行うときは、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、そのこどもにとって最も善いと考えられることを行いうものとします」と記載していますが、言葉をわかりやすく言い換えてはいるものの、温かみも親しみも真剣さもなく、血の通った言葉として子どもの心に響きません。これに対し、国立市の条例には「子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます」と書いてあり、少なくとも文京区の文章より、その「思い」が伝わるというものです。文京区においても「最も善いこと」のその上で」という前提、「これに応えることによって」という因果関係をはっきりさせ、「子どもの権利が保障されます」という結果を導く文章を盛り込んでいただきたい。国立市では可能で、文京区においてはできないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
39	前文	④国立市の条例には「『人間を大切にする』という理念を掲げる国立市は」というくだりがあり、文京区の条例においても文京区が掲げる理念を盛り込み、その理念との関係性までしっかり条例に盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
40	前文	⑤国立市の条例には「様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します」と書いてあり、これを読む子どもたちは、市や大人が自分たちの未来や将来に目を向けて真剣に考えてくれているとの思いを強くすると思われ、文京区でもこうした文章を盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
41	前文	⑥北区の「子どもの権利と幸せに関する条例」には「子どもの視点に立って、子どものみなさんと関わるよう努力します」と記載がありますが、文京区の条例素案は「子どもの視点に立つ」ことが明記されておらず、ぜひ盛り込んでいただきたい。北区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
42	前文	⑦北区の「子どもの権利と幸せに関する条例」には「子どもたちからのメッセージ」として「私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作つてほしいです」と綴られていますが、文京区の条例素案には「笑顔」という言葉も「笑い」という言葉もなく殺風景な印象を受けます。「子どもたちからのメッセージ」でなくとも、子どもたちの「笑顔」や「笑い」、また「子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間」は大切であり、こうした文言を盛り込み、温もりを感じられる条例に改めていただきたい。北区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
43	前文	⑧北区の「子どもの権利と幸せに関する条例」には「区からのメッセージ」として「みんなの様さまざまな権利が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます」とひたむきな姿勢を表現しており、子どもの心にも響くと考えられます。文京区においても区や大人等が「全力を挙げて取り組む」姿勢を表現として盛り込んでいただきたい。北区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
44	前文	④山梨県韮崎市の条例の前文には「私たち韮崎市民は、子どもにやさしいまちづくりを推進し、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもたちが豊かな自然に恵まれた環境の中で、人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していくよう、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にすることを宣言し、この条例を制定します」と書いてあり、特に「人々の深い愛情に包まれ、夢と希望を抱き、次代を担う大人へと成長していくよう」という部分は子どもたちの大きな精神的支えになり、文京区でも子どもたちの「夢と希望」を大切にする表現を盛り込んでいただきたい。韮崎市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
45	前文	⑤山梨県韮崎市の条例の前文には「子どもは（中略）可能性に満ちた未来への希望です」と書いていますが、こうした文章を読めば子どもたちも誇りを持てることうと思います。文京区でも子どもたちが「可能性に満ちた未来への希望」である旨を伝えられるような文章を盛り込んでいただきたい。韮崎市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
46	前文	51 山梨県韮崎市の条例の前文には「子どもには独自の視点や創造力があり、新しい発見やアイディアを提案することもあります」と、子どもたちが持つ素晴らしい側面を文章として盛り込み、これを読んだ子どもたちは自信を持ち、自己肯定感を深められると思いますので、文京区においてもこうした子どもたちが持つ素晴らしい側面を文章化し盛り込んでいただきたい。韮崎市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
47	前文	53 滋賀県の条例には「子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように」という文章があり、これを読んだ子どもたちは救われる気持ちを感じると思います。文京区でもこうした子どもたちが希望を膨らませ、生きる気力を増すような表現を盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
48	前文	57 岐阜県本巣市の条例は前文で「本巣市こどもたちは、『自らが学校や社会をつくり変えていく』という強い気概と当事者意識を持ち、自らが生きる主体者となって、納得解に辿り着くまで粘り強く歩み続ける力を持っています」と記載しています。文京区においても「文の京」の子どもならではの特性に的を絞った記載を盛り込んでいただきたい。本巣市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
49	前文	59 岐阜県本巣市は条例の「目的」で、「こどもが幸せに生きることができる社会の実現に向かう取組を推進することを目的とする」と記載し、「社会の実現」まで条例の射程を伸ばしています。これに対し、文京区ではまちづくりへの波及も不十分でまして「社会の実現」も射程に入れておらず、極めて視野が狭く狭量と言わざるを得ません。「探究的な思考」に基づけば、本巣市のように「社会の実現」につなげていくべきであり、文京区もそうしていただきたい。本巣市ではできて、文京区ではできない／したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、前文の「文京区の宣言」において、こどもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定すると規定しています。
50	前文	60 富山県上市町は条例で「全てのこどもに笑顔を届けられるよう」「こどもたちがふるさと上市町に誇りをもって幸せにくらしていくことができるよう」とうたっています。文京区においても「全てのこどもに笑顔を届けられるよう」「こどもたちが『文の京』に誇りをもって幸せにくらしていくことができるよう」といった文言を盛り込んでいただきたい。文京区の条例において、「こどもたちの笑顔」も「『文の京』に誇りを持つ」ことも必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
51	前文	61 岡山市は条例で、「岡山市には、持続可能な社会の構築を目指し、SDGsやESDの活動を推進する中で、地域社会において子どもや若者の参画意識を培ってきた歴史と経緯があります」と記載していますが、文京区の条例素案には文京区として何を培ってきた歴史と経験があるのか言及がありません。文京区においても文京区が何を理念に掲げ、何の実現に向けて取り組み、何を培ってきたのか盛り込んでいただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
52	前文	64 埼玉県三芳町の条例では「世界に目を転じると、これからを生きる子どもたちには、三芳町の自然・歴史・文化に誇りをもちながら、地球市民として世界を広く見渡し、異なる文化や価値観を理解し、持続可能な未来のために考え方行動する力が必要とされています。そのような世界を知る機会を創出することは、子どもたちの中に広く人権や多様性を尊重する意識を育むだけでなく、世界の人々と共に平和を希求し歩むことのできる、持続可能な社会の創り手としての成長にもつながっていきます」と記載していますが、文京区では「世界に目を転じて」どういう大人に成長してほしいかが曖昧で抽象的で中途半端であり、三芳町の記載を参考に考えて盛り込んでいただきたい。区と大人の貧困な発想で、「文の京」の子どもの可能性を小さく押しとどめないでいただきたい。文京区の条例において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
53	前文	68 福井県鯖江市の条例は「『陽に嚮って、常に明るく』という『嚮陽』の心を大切にしている鯖江市は、こどもの声に全力で耳を傾け、寄り添い、こどもが身体的にも、精神的にも、社会的にも幸せな生活を送ることでできる社会の実現を目指し、この条例を制定します」としており、子どもの心に響き、子どもにとって頼もしく感じる文章になっています。文京区でも、何の心を大切にしているのか、区と大人等が「こどもの声に全力で耳を傾け」ることを明記し、「文の京」の子どもたちに伝える条例にしていただきたい。文京区においてそうした必要性があにとりうことであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集したこどもの権利推進リーダーが作成しました。こどもの権利の現状やあるべき姿に加え、こどもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの生の声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
54	前文	70 埼玉県鴻巣市は条例において「こどもたちのやりたいことを地域全体で応援する機運を醸成します」と明記しており、子どもたちへの訴求力は高いでしょう。文京区においても「こどもたちのやりたいこと」を「地域社会全体」で「応援する」、こうした「機運を醸成する」趣旨を別の表現を工夫して盛り込んでいただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
55	前文	71 江東区は条例の前文で「江東区には、地域に温かい思いやりの心が息づいています」と書いていますが、文京区には「地域に温かい思いやりの心が息づいて」おらず、だから子どもたちにもそうしたことを伝えられないのでしょうか。文京区において記載する必要も伝える必要もないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
56	前文	72 江東区は条例の前文で「誰もが自分は生うまれてきてよかったと思える社会を目指して、この条例を定めます」と明記していますが、文京区は「誰もが自分は生うまれてきてよかったと思える社会を目指して」いないのでしょうか。子どもたちにとって「自分は生うまれてきてよかったと思える」自己肯定感は極めて大切であり、文京区において敢えて言及しないのであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
57	前文	76 当時者意識を持たせることは重要であり、また呼びかけも大切であり、例えば福岡県糸島市の条例のように「糸島市に住まい、又は集う一人ひとりが当事者になり、こどもにやさしいまちを、こどもと共に目指していくきましょう」は参考にすべきです。文京区の条例にも当時者意識を持たせる文言上の工夫や呼びかけの表現を盛り込んでいただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
58	前文	77 新潟県の条例には「近年、いじめや虐待、貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は深刻であり、また、保護者の子育ての負担感や孤立感によるこどもを育てるに対する不安等も増大している。こうした問題は、先送りできない、喫緊の課題であり、こどもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっている」と現状認識をしっかり盛り込んでおり、条例の必要性に説得力を持たせることに成功していることから文京区でも参考にし、現状認識を盛り込み、必要性に説得力を持たせる工夫をしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
59	前文	<p>78 静岡県藤枝市の条例には「生まれ育った自然豊かで魅力あふれるまちにいつまでも住み続けたいと思えるような、こどもにやさしいまちの実現を目指し、この条例を制定します」と記載しており、「いつまでも住み続けたいと思える」というところは文京区とも通底することから、文京区の条例でもこうしたフレーズを盛り込んでいただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
60	前文	<p>82 静岡県富士市の条例には「大人は、子どもの力をじるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます」と記載しており、文京区においても大人の責務として「言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止め」る旨を盛り込んでいただきたい。富士市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
61	前文	<p>83 埼玉県北本市の条例には「大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります」と明記しており、特に「押し付け」ないこと、「子どもが自分の価値に気づき、力を発揮」することは重要であり、文京区でも盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
62	前文	<p>84 大阪府熊取町の条例には「子どもたちが「熊取町で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます」との一文が盛り込まれておおり、文京区においても「子どもたちが文京区で育ってよかった」と誇りをもてるまちにしたいと考えます」といったようなフレーズを盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
63	前文	<p>86 横須賀市の条例には「子どもは、体も心も未熟であるとして、本来、人間として有する自由な生き方、意思の表現が抑えられてしまう場合がある」との現実的な課題を示した上で、「本市では、中核市に移行した後、市単独の児童相談所を設置した。それは、「横須賀の子どもは、横須賀が守る」という当時の決意であり、今も変わらぬ市としての決意の表明である」と子どもにとって頼もしい言葉を綴っており、文京区でも決意を言葉にして盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
64	前文	87 福岡県田川市の条例には「子どもが自分の力を伸ばし、自分の将来に夢をもち、生れたことを誇りに思うことができるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。田川市は、「子どもは無限の可能性を秘めた将来を担うこのまちの宝」として、社会全体で愛情をもって子どもを守り育て、健やかな成長が保障されるまちづくりを目指し、子どもも大人も地域とともに育つまちとしていくことを宣言し、この条例を定めます」と書いてあり、子どもの権利を守ることとまちや地域、市の発展とのつながりを明確に示しています。文京区においてもこうした記載を盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
65	前文	88 福岡県那珂川市の条例には「こどもと対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、こども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつようになることが大切です」と書いてあり、対話を重視する文京区でもこうしたフレーズを盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。
66	前文	89 兵庫県尼崎市の条例には「大人が子どもに関わるときは、子ども一人一人が権利の主体として独立した人格を有し、尊厳のあるかけがえのない存在であることを深く認識し、また、子どもの声を聴き、子どもとしっかりと向き合って、言頬関係を築くことが大切です。そして、大人には、子どもの模範となるべきことを自覚して行動するとともに、子どもが将来大人として様々な責任を果たすことができるよう育てる責任があります。私たちのまちの全ての子どもが個性豊かに伸びやかに育ち、また、その笑顔が輝き続けることは、全ての市民のそのため、全ての大人は、互いにつながりを深め、それぞれの役割を自覚し、子どもを育てる力を高め合いながら、子どもが健やかに育つことができるための環境を繋えるとともに、次代の地域社会の担い手として子どもが社会的に自立していくように支えなければなりません」と大人の責務が丁寧に記載されており、文京区でこうした大人の責務を丁寧に盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。 文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。 また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
67	前文	<p>92 三重県東員町の条例の前文は「その昔、山上憶良やまのうえのおくら は、どんな宝も子に及ばないという意味の「銀しろがね も 金ぐがね も 玉たま も 何せむに、勝れる宝、子にしかめやも」という歌を詠みました。現代においても子どもたちが「社会の宝」であることに変わりません。しかし、現代は、「虐待」、「いじめ」、「交通事故」など、子どもたちをめぐる痛ましい出来事が後を絶ちません。</p> <p>「社会の宝」である子どもたちが笑顔でいられるために、そして、より良く生きていくために私達はどうすればいいのでしょうか。子どもの権利条例づくり推進子ども委員会の子どもたちは、次のように思いを綴りました。</p> <p>『国で子どもの権利条約が定められている中で、東員町の条例をつくり、子どもが安心できるような町にするのと同時に、子どもと大人の関係を振り返り、良い町にしたいです。ある先人は、何よりも子どもが大切という内容の短歌をつくりました。それに対して、私たちは、「子ども全員が大切にされてほしい」、「子どもが安心できる場所があつてほしい」、「子ども全員がやさしい笑顔とあたたかい笑顔がつくれるようになってほしい」など思っています。お互いの意見を尊重し合える事も大切です。私たちのほかにも、このようなことを思っている人はたくさんいると思います。今の保護者の中には、自分の子どもに対して、無責任な人がいます。自分の子どもの面倒を見ず、一人で遊びに行ったり、車の中においていたままどこかへ行ったりなど、無責任な行動が目立つようになってきました。自分の子どもを育てるのをやめたり、虐待をしたり、自分の子どもがいじめに関わっていても、何も考えない親がいたりします。例えば、東員町子どもの声アンケートの結果で、「家族に大切にされていると思いますか」という項目では、2,213人中の20人の人が思わないと回答しています。このような状態で、本当にいいのでしょうか。こんなことでは、今、深刻化しているいじめの問題が解決するはずがありません。子ども同士のトラブルで、命を絶つ子も少なくありません。それを解決するためには、いじめや体罰、そして虐待をなくさなければいけません。いじめをすると、した方もされた方も傷つきます。子どもだからという理由で、残酷ないじめという状況を大人側の考え方で片付けないでほしいです。もちろん、子ども同士もがんばらないといけませんが、保護者は、それ以上にそんな子どもの手助けをできるようになってほしいです。そして、子どもが自ら行動できるようになるためには「やって」、「やれ」などではなく、「やってみよう」などあたたかく見守ってほしいです。大人の勝手な行動で、子どもが傷ついているかもしれません。町民一人ひとりが愛し愛されるように、もう一度自分を振り返ってみてはどうでしょう。みんなが幸せに暮らせる町を創りあげましょう。〈子どもの権利条例づくり推進子ども委員会〉』東員町では、そのような子どもたちの声を受け止め「子どもたちが愛し愛される町へ」を合い言葉に、子どもたちそれぞれが心豊かで、笑顔の絶えない元気な「東員っ子」が育つ環境を整え、そして子ども一人ひとりの人権が保障される社会の実現に全力を尽くすことを宣言して、この条例を定めます」というものであり、必ずしも「こどもからの声」を独立して記載する必要もなく、要是内容と中身が問われるわけで、他の自治体に誇れる内容となっています。文京区でも前文の作り方、見せ方、読ませ方をゼロベースで見直し工夫していただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
68	前文	<p>96 石川県内灘町の条例には「お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます」と書いてあり、文京区の子どもたちにおいても「お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐく」むことは重要であり盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>
69	前文	<p>(19) 条例素案は冒頭、「こどもからの声」があり、その後「文京区宣言」が綴られているが、世田谷区子ども権利条例には「子どもの意見表明」(子どもの思い+大人へのメッセージ)「区と大人の決意表明」があり、両区の文言を比べると文京区の条例素案は余りに内容が安易で浅薄であり、世田谷区に大きく後れをとっています。「文の京」をうたう自治体として恥ずかしくない内容と文言に抜本的に改めていただきたい。もし文京区の方が優れていると主張するのであれば、世田谷区に比べてどこがどう優れているか丁寧に説明していただきたい。</p>	<p>条例の前文は、地域特性や目指している方向性などが反映されているため、自治体ごとに様々な特色があるものとなっています。</p> <p>文京区では、前文案のうち「こどもからの声」の部分を区内中高生から募集した子どもの権利推進リーダーが作成しました。子どもの権利の現状やあるべき姿に加え、子どもの権利を守るために自分達ができること、大人や社会に望むことをこどもたち自身がまとめたものです。これにより、条例を制定する背景や目的を、こどもたちの声を通じて示すものとなっています。</p> <p>また、「こどもからの声」に続いて、条例を制定する区の理念を「文京区の宣言」として示しています。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
70	目的	<p>1. 「文京区こどもの権利に関する条例」は要りません。</p> <p>この条例が目指している内容は日本国憲法第三章「国民の権利及び義務」10条~40条に18歳までの年齢制限なくすべての国民に保証されている内容を重ねて羅列し屋上屋を架すもので必要ないものです。</p> <p>わが国では長い間、子供は家、集落（町・近所）地域の中で育まれてきました。近年核家族化と女性の社会進出が進み保育園や居場所の需要は高まっていますが、基本は家庭です。</p> <p>家庭で家族が心のゆとりをもって子供の育ちに対応できるような行政サービスが望されます。</p> <p>○貧困については、△△無償化より18歳まで子供一人につき10万円給付は良い案です。家庭にゆとりが出来て親の気持ちにゆとりが出来ればモノが多少不足していても心が貧しくなりません。</p> <p>逐条疑義</p>	条例素案は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、文京区全体でこどもの権利を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的としております。
71	言葉の意味	<p>2. 言葉の意味</p> <p>(1) 「こども」の定義がひろすぎる。</p> <p>誕生から18歳までを「こども」と定義していますが新生児、乳幼児、幼少児と自分の権利を認識表現できない世代に関しては第三者がその権利を代弁することが考えられます。</p> <p>「権利を代弁してあげる」代弁者が、権力と利益のための代弁者に成りうる制度であると危惧します。</p> <p>(4) 人は「育ち学ぶ施設」で育てられるのではありません。「抱かれ、慈しまれ、見守られ、語りかけられる」環境の中で自ら體や感覚を発達させていくのです。その場所は、我が家、お出かけお散歩の道、ご近所、町並み、の全てであって特定の建物や設備だけではありません。おこがましい。</p>	<p>条例素案では、こども基本法における「こども」の定義を踏まえて、区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることとしております。</p> <p>保育所、幼稚園、学校などの育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長に重要な役割を持っているという認識のもと、条例素案では、「8育ち学ぶ施設の役割」を規定しています。</p>
72	言葉の意味	<p>2 (4) 育ち学ぶ施設に育成室を明記してください。</p> <p>文京区の育成室は、保育所、幼稚園、学校とならぶ、正に育ち学ぶ施設です。</p> <p>保育所：未就学児、厚生労働省所管、児童福祉法、保育義務あり</p> <p>幼稚園：未就学児、文部科学省所管、学校教育法、設置義務なし</p> <p>小学校：就学児、文部科学省所管、学校教育法、設置義務あり</p> <p>育成室：就学児、厚生労働省所管、児童福祉法、設置義務なし</p> <p>この様に対象年齢、所管、法規、設置義務に違いはあるが、補完しあう横並びの施設であるにもかかわらず、育成室のみをあえて明記せずその他に入れる理由は何でしょうか？</p> <p>私は、他自治体のほとんどが実現できていない中で、文京区は行政と保護者の長年の連携により本来の育ち学ぶ施設を実現できていることに、とても感謝しております。</p> <p>育成室が育ち学ぶ施設とは言えない状況にある自治体が育成室を明記しないことは、（良いかどうかは別として）意図は分かりますが、文京区は誇るべき育成室があるのですから、これを自ら否定すべきではなく、育成室をその他でなく明記してください。</p>	育ち学ぶ施設には、育成室が含まれております。
73	言葉の意味	⑯武蔵野市の条例で記載のあるような「子どもからおとなへの移行支援」を盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「第20条 市は、おとなへと移行する時期の子どもが社会的自立のための支援を必要とする場合、18歳以上であってもその支援を継続して受けることができるよう、環境の整備に努めます」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込まない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「こども」を、区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人のことと定義しております、条例で規定することも対する様々な支援等については、おとなに移行する時期のこどもも対象となります。
74	言葉の意味	<p>【2 言葉の意味 (4) 「育ち学ぶ施設」】について</p> <p>こどもが長時間過ごす保育所・幼稚園や学校などの「育ち学ぶ施設」が、こどもの権利にとって大事なステークホルダーとして条例に明示されていることを評価しています。一方で、「育ち学ぶ施設」という言葉であらわすことで、その施設にかかる一人ひとりが自分ごととしてこの課題に向き合う意識が薄れることを懸念します。</p> <p>【8 育ち学ぶ施設の役割】に示されるように、「施設」がこどもの健やかな成長に重要な役割を果たすためには、そこで働く一人ひとりがこの役割を認識し、こどもと向き合う必要があります。</p> <p>＜意見＞</p> <p>この項の文言に「およびそこで働く人」を加え、以下のようにすることを提案します。</p> <p>『「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び又は活動するために利用する施設、およびそこで働く人のことをいいます。』</p>	<p>条例素案では、こどもの権利を守るために育ち学ぶ施設が果たす役割等を規定しており、その施設に関わる1人1人の構成員の行動や考え方方が施設の取組につながると認識しています。このため「育ち学ぶ施設」の概念には、そこで働く構成員も含まれます。</p> <p>なお、条例制定後は、各施設においても、こども権利に関する理解を深める取組が行われるものと認識しております。</p>
75	言葉の意味	①「2 言葉の意味」	条例素案では、「こども」を区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満の人及びこれらの人と等しく権利を認めることが適当である人としており、こども基本法と同様に年齢のみで区別していません。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
76	言葉の意味	②「2 言葉の意味」 (4)「育ち学ぶ施設」という表現について、一般的な表現ではなく、わかりにくく、意味がとらえにくい表現です。また、下記「4 子どもの権利」でも記しますが、「育つ」と「学ぶ」を一括りにする表現は、一つ一つの子どもの権利を省略し、その大切さ矮小化してしまう不適切な表現です。さらに他の「言葉」が主体（人や団体）を指しているのに対して、ここだけ「施設」となっていて主体を指していません。後の役割の記述などでも、条例の主体としての表現に一貫性がありません。「子どもに関わる施設に携わる者等」など他の表現を考えるべきです。	条例草案では、「育ち学ぶ施設」を保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学び又は活動するために利用する施設としており、「育ち学ぶ施設」の概念には、そこで働く構成員も含まれます。
77	基本理念	1について 「病気」を付け加える。2で医療の保障を述べているから。「必要な支援を受け、守られるーー」の13ところにも「病気」を加える。	条例草案の「3 基本理念」では、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済上等どんな理由でも差別されないことを規定しています。この考え方は、特定の病気に罹患していることを理由とする差別も禁止するものです。
78	基本理念	条例の基本理念について 全体を見て基本的に良い事と感じます。 質問です。1の中に宗教が無いのはなぜですか? 質問の動機 「人種と国籍は差別されません」とあります。 しかし、国が違うと常識も違います。 例えばイスラム教の休日は金曜日です。日曜日は働く日になります。一日に5回の礼拝、断食や豚肉を食べないことも義務になります。 イスラエル人はユダヤ教を信仰する人達です。 この代表する二つの宗教及び他の信仰を認めない人種と国籍の人達です。つまり他宗教を差別することが思想の根源であり。親や国を選べない子供たちは自然とその宗教に属すことになります。 この様な子供達と多神教と仏教が融合した日本の習慣の中で差別をなくすのは可能なのでしょうか。むしろ区別をつけることが差別を最小限にして融和を図れるのではないか。 がどの様な対応をお考えか、お教えください。	条例草案の「3 基本理念」では、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済上等どんな理由でも差別されないことを規定しています。この考え方は、宗教を理由とする差別も禁止するものです。 差別をなくすためには、自分と違う考え方や習慣などを理解し、お互いに大切にしあうことが求められると認識しています。
79	基本理念	子どもの権利が守られ、すこやかに成長される事をのぞみます。子どもは宝です。幸せな人生を歩むよう、願っています。条例の基本理念に賛成です。	条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。今後も、条例に基づいた様々な取組により、地域社会全体で子どもの権利を守っていくまちの実現を目指します。
80	基本理念	3 ① 差別の理由に生まれた場所、見た目、宗教、親の状況などを明記する必要は無いでしょうか？	条例草案の「3 基本理念」では、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済上等どんな理由でも差別されないことを規定しています。この考え方は、生まれた場所、見た目、宗教、親の状況を理由とする差別も禁止するものです。
81	基本理念	⑥世田谷区のように子どもの基本的な権利の説明の中で「LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ」の文言を盛り込み、世田谷区の子どもたちとの間で情報リテラシーの格差を生じさせないでいただきたい。言葉の説明が必要なら用語解説や逐条解説をすればいいだけです。世田谷区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「3 基本理念」において、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されないと規定しています。
82	基本理念	⑯武蔵野市の条例に記載のあるような「多様」性をもっと盛り込んでいただきたい。（武蔵野市の例：「多様な居場所づくりを推進」「多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます」「多様な居場所で過ごす」「多様な学びの場」「多様な相談の場づくりを推進」）武蔵野市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「3 基本理念」において、全ての子どもは、命が守られ、持て生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されること及び子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えることを規定しており、子どもの多様性に配慮して取り組む内容となっています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
83	基本理念	⑦文京区の素案には「子どもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとします」「区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認めるとき」という2カ所でしか「心身」を使っていませんが、国立市では「心身とともに健やかに育つことを保障すること」「子どもが心身共に健やかに育つよう」「虐待、体罰、いじめその他の心身に対するあらゆる暴力」「心身に必要な休息を取り」といったように多様な文脈で「心身」を使っており、子どもの「心身」への配慮が見て取れます。文京区においても子どもの「心身」に最大限配慮することを表す意味でも国立市のように盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全ての子どもは、命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援等を受けることが保障されることを規定しており、子どもの心身への配慮を前提として条例に基づいた取組を進めています。
84	基本理念	52 滋賀県の条例には「外国につながりを持つ子ども」という表現で「外国」という言葉が出てきますが、文京区の条例素案には「外国」の文字はありません。しかし、現状と将来を見据えれば、多言語・多文化対応が欠かせず、「外国」という言葉を避けるべきではなく、ぜひとも何らかの形で盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されないと規定しており、外国をルーツとする子どもの権利も等しく尊重することを定めています。
85	基本理念	80 文京区では「子どもの最善の利益」という言葉をかけていますが、富山県南砺市の条例のように定義の中で「この条例において『子どもの最善の利益』とは、どのような場面でも子どもの意見を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えることをいいます」と入れればいいだけで、敢えて避ける必要はないはずです。言葉の定義や用語解説を面倒臭がったり厭うたりしないで丁寧に説明や解説を加える努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、子どもに関することが決められ、行われるときは、その子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えると規定しています。
86	基本理念	3. 基本理念 ①の「性的指向、性自認」は バイデン政権の内政干渉によって成立してしまったLGBTQ法案を追認するものです。日本社会の習慣や常識にそぐわない法律によって すでにトラブルが報告されています。削除すべきです。	文京区では、平成25年に制定した文京区男女平等参画推進条例にて、何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い(性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。)その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならないと定めています。
87	子どもの権利	成長と可能性に関する権利について 適切な保育と教育を支援等で伸ばし育てることができる項目に共感します。0~7・8・9・10(特に0~7才)は、人としての支援が充分に受けられる事は、その後の人生に正しく清く、生活できる事は、もうすでに世界中で知られる人生教育の基本だと考えられています。人とのかかわりから生まれる人間の人としての生活を進められる大人にするためにも、保育・小学校低学年の子どもたちと充分な予算を配布してほしいと願います。文京区でひとりひとり特に0~7才を大切に育てて下さい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」で、「子どもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努める」と規定しています。条例に基づいて、様々な子育て支援施策、教育施策を引き続き実施してまいります。
88	子どもの権利	②世田谷区の条例のように、文京区の子どもたちにも「公正に評価される権利」を認めて条例に盛り込んでいただきたい。世田谷区では認められて、文京区では認められない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること及び⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これらの権利は、子どもたちが公正に評価されることにつながるものと認識しています。
89	子どもの権利	⑯狛江市の条例案に記載のあるように「ありのままでいられる権利」の中に「誰かと不当に比べられることなく」という一文を盛り込んでいただきたい。子どもにとって「誰かと不当に比べられる」ことは苦痛以外の何ものでもありません。狛江市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること及び⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これらの権利は、子どもたちが誰かと不当にくらべられないことにつながるものと認識しています。
90	子どもの権利	⑯「子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること」と書いてありますが、「プライバシーが守られる」とはなく、また子どもたちが持つ「誇り」に対する言及もなく手を抜いています。これに対し、国立市の条例には「プライバシーや誇りが守られること」が明記されており、文京区においても盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑭子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げており、プライバシーが尊重されることには、プライバシーが守られることも含まれると認識しています。 また、「4 子どもの権利」では、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること、⑪子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと及び⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これらの権利は、子どもの誇りを守ることにつながっているものと認識しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
91	子どもの権利	⑬文京区では「能力を十分に伸ばす」としているところ、国立市では「子どもの可能性を最大限に伸ばすよう」と記載しており、文京区でも「十分に」という曖昧な表現ではなく、「最大限に伸ばす」といったニュアンスを出すよう改めていただきたい。国立市の子どもたちにおいて「子どもの可能性を最大限に伸ばす」のに、文京区では「十分に伸ばす」ことでこと足りるとするのであれば、理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	「十分に」には、物事が満ち足りて、何の不足もないさまという意味があります。条例素案の「4 子どもの権利」では、⑧適切な保育と教育、生活への支援等を受けて、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができることを掲げており、表現は適切なものと認識しています。
92	子どもの権利	54 ある新聞の報道で、「物心がついた時には児童養護施設で暮らしていた。5歳の時、特別養子縁組の話があった。『自分だけが甘えられる親』ができると喜んだ」と書いていましたが、子どもに「甘える」権利がないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。過度の「甘え」が依存関係に陥ることは避けねばなりませんが、「甘える」「甘えたい」という子どもながらの感情を無視した条例をつくるべきではありません。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、④家族や大切な人と一緒に過ごせることをはじめ様々な子どもの権利を掲げており、これらの権利が守られることにより大人に甘えられる関係の形成につながると認識しています。
93	子どもの権利	69 福井県鯖江市の条例には子どもたちが「生活リズムおよび生活習慣を身に付けることができます」「挨拶をする、ルールを守るその他の基本的な社会性を身に付けることができます」と明記しています。文京区でも子どもたちが「学び育つ権利」の一環としてこうしたことができる「権利」を持つことを盛り込んでいただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、適切な保育と教育、生活への支援等を受けて、持って生まれた能力を十分に伸ばすことを掲げており、これには、生活習慣や社会性を身に付けることも含まれます。
94	子どもの権利	75 江東区は条例で「プライバシーや名誉が守まされること」と明記していますが、文京区の条例素案に「名誉」の文言はありません。子どもの名誉感情を尊重する意味でも盛り込んでいただきたい。江戸川区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること、⑪子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと、⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることなどを掲げており、これらの権利は、子どもたちの名誉を尊重することにつながるものと認識しています。
95	子どもの権利	111 条例素案において17項目ある権利の中に「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、及びそれが尊重されること」とありますが、「それが正当に評価され尊重されることではありません。子どもの気持ち、そして子どもの立場に立てば、まずは「正当に評価され」たいと思うはずであり、改めていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これには意見等が正当に評価されることを含みます。
96	子どもの権利	112 条例素案では、子どもの「能力」に関して「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できる」「持って生まれた能力を伸ばして育つことができる」の2カ所出でますが、「成長」と「育つ」という違いはあれども「能力を十分に伸ばして」は変わりません。しかし、たとえ「伸ばして」も「発揮」できなくては意味がなく、「もって（持って）生まれた能力を十分に伸ばして成長（育つことが）できる」ことはもちろん大切ですが、同時に、その「十分に伸ばした能力」を、思う存分に「発揮」する権利も持つはずで、大人や周囲は子どもが「十分に伸ばした能力」を思う存分に「発揮」できるよう最大限支援する義務を盛り込んでいただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑧適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことができるなどを掲げており、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等において、子どもが持って生まれた能力を十分に伸ばして育つことは、子どもが能力を発揮することにつながるものと認識しております。
97	子どもの権利	113 条例素案において、「個性」は2カ所だけしか出てこないわけですが、「個性が認められ」ることと、その子どもが「個性」を発揮することは全く違う次元の話で「個性」を発揮することを盛り込んでいただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされることを掲げており、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等において、子どもの個性が認められるることは、子どもが個性を発揮することにつながるものと認識しております。
98	子どもの権利	115 条例素案の「4 子どもの権利」のところに「⑩個性が認められ…」と書いてありますが、「認め」るだけで「個性を育む」という視点や姿勢が蔑ろにされるので改めていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされることを掲げており、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等において、子どもの個性が認められるることは、個性を育むことにつながるものと認識しております。
99	子どもの権利	117 条例素案の権利の中に「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、及びそれが尊重されること」とありますが、後半部分は「それが正当に評価され尊重されること」と改めていただきたい。子どもの気持ち、そして子どもの立場に立てば、まずは「正当に評価され」たいと思うはずです。文京区において「正当に評価され」る必要ない／条例に盛り込む必要がないとするのであれば、その理由を広く区民に公表し、子どもたちも含めて理解と納得を得る最大限の説明努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げており、これには意見等が正当に評価されることを含みます。
100	子どもの権利	(7) 文京区の素案は子どもの権利として主に「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」を想定しているが、未来の社会情勢も見据え、「子どものプライバシー及び名誉が守られる権利」を追加していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑭子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げています。また、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること、⑪子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと、⑯自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されることなどを掲げており、これらの権利は、子どもたちの名誉を尊重することにつながるものと認識しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
101	子どもの権利	(8) 上記(7)の関連で、子どもの権利として独立した項目として、「自分らしく生きる権利」「ありのままの自分でいる権利」を明記していただきたい。文京区においてこれらの子どもの権利を独立した項目きて明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑨個性が認められ、自分の可能性が大切にされること掲げており、この権利は、自分らしく生きること、ありのままの自分でいることにつながるものと認識しています。
102	子どもの権利	(11) デジタル時代、デジタル社会環境における子どもの権利保護が抜け落ちており、例えば「デジタル環境における子どもの権利」の章または条項を新たに設け、オンライン上の子どものプライバシー保護を明記していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑭子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げており、これには、オンライン上でのプライバシーの保護も含まれます。
103	子どもの権利	(25) 子どもの人権保障範囲を広げるとともに明確化していただきたい。例えば第4条は包括的な内容となっていますが、現代社会において特に配慮が必要なデジタル環境における権利や、ケアを受ける子どもの権利について、より具体的な規定を加えていただきたい。例えば第4条の権利の中に「安全で安心なデジタル環境を利用し、また、インターネット上において自己の情報を適切に管理し、保護されること」等。「デジタル環境における権利（アクセス、リテラシー、安全、プライバシー等）」に関する項目を追加していただきたい。文京区においてこれらが必要ないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「4 子どもの権利」において、⑭子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されることを掲げており、これには、デジタル環境でのプライバシーの保護も含まれます。
104	子どもの権利 子どもの居場所づくり 育ちと学びの環境づくり	<p>③「4 子どもの権利」 「成長と可能性に関する権利」の⑤において「遊び、学びおよび休めること。」を一つの項目にまとめてしまっています。「遊ぶこと」「学ぶこと」「休むこと」は子どもにとって異なる権利であり、一緒くたにすべきではありません。この項目の後では「遊ぶこと」が全く記されておらず、「育ち学ぶ」などひとまとめに扱っています。 特に「遊ぶこと」は子どもの心身の成長に欠かせない重要な活動であり、条例に関わるものが重点的に取り組むべきものです。文京区では小学校や学童保育、児童館などの空間的な余裕がない状況の上、子どもが安心して自由に「遊ぶこと」のできるプレイパークなどの環境が全く整っていません。子どもの権利に関する条例を策定しようとしているにも関わらず、この点において文京区としての姿勢は消極的です。 また、「休むこと」は心身に健康に生活し、育つために必要な活動であり、「安心して生きる、過ごすための権利」に含めるべきと考えます。</p> <p>④「12 育ちと学びの環境づくり」 「遊ぶこと」の表現が消えてしまい、「育つこと」にまとめられてしまっている。さらに「育ちと学び」という表現で「育つこと」と「学ぶこと」の異なる権利を一括りにしています。「遊ぶ環境」、心身に健康に生活し「育つ環境」、「学ぶ環境」はそれぞれの重要性やあり方を含めて、一括りにしてしまうのではなく一つ一つ明確に記すべきです。</p>	<p>条例素案では、遊ぶこと、学ぶこと、休むことはいずれも子どもの成長に欠かせない大切なものであるとともに、相互に関連するものと認識しております、「4 子どもの権利」の⑤において、遊び、学び及び休めることを掲げています。</p> <p>また、「11 子どもの居場所づくり」として、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めると規定しています。</p>
105	子どもの権利 子どもの居場所づくり	<p>・文京区においては、子どもの「遊ぶ」権利について「遊び」などと同等に記載してほしい。保障できていない場面を大人がつくり出している現状がある。 特に遊んだり、休んだりする場所については、施設や公園の工事の場所や時期が重ならないよう計画し、子どもの遊ぶ場所をきちんと確保してほしい。</p>	<p>条例素案では、遊ぶこと、学ぶこと、休むことはいずれも子どもの成長に欠かせない大切なものであるとともに、相互に関連するという認識に基づいて、「4 子どもの権利」、「11 子どもの居場所づくり」を規定しています。</p> <p>施設の改修につきましては、老朽化の状況を踏まえ、予防保全の観点から計画的に実施しております。いただいたご意見を踏まえ、施設の所管課とも連携し、可能な限り工事の場所や時期が重複しないよう配慮しつつ、子どもの遊び場の確保に努めてまいります。</p> <p>また、公園の整備に当たっては、地域バランス等を考慮して計画するとともに、公園の利用状況を踏まえた工期の設定等に努めているところです。引き続き、子どもの遊び場所等を踏まえ、適切に整備を進めてまいります。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
106	保護者の役割	6. 保護者の役割について。 保護者（主に両親）は基本的には区に限らず社会インフラや各種施策を利用しながら子育てをします。子育ての主役は保護者であり「…………の協力及び支援を受けながら」…………努める という表現は権力者主導の全体主義の思考です。	家庭は子どもの健やかな成長に大切な場であり、保護者は子どもの養育及び成長に第一の責任があるという認識のもと、条例素案では、「6 保護者の役割」を規定しています。
107	役割	73 江東区は条例の（目的）第1条で、「子どもに関係する人たちが何をしなければならないのかを理解し」と明記していますが、これはとても重要なことで本条例の大前提とも言え、文京区でもこのような趣旨の文言を盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「5 区の役割」「6 保護者の役割」「7 区民等の役割」「8 育ち学ぶ施設の役割」として、子どもに関係のある者の役割を具体的に明記しています。
108	役割	（16）条例素案は、家庭・学校・地域の役割が抽象的で曖昧であり、責務（あるいは責任と義務）とし、「家庭における権利保障」「育ち・学ぶ施設（学校等）における権利保障」「地域における権利保障」を独立した章立てとして、権利保障について詳述していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「5 区の役割」「6 保護者の役割」「7 区民等の役割」「8 育ち学ぶ施設の役割」として、子どもに関係のある者の役割を具体的に明記しています。また、条例文の構成については、条例作成のルールに従って整理していきます。
109	区の役割	④文京区の条例素案では「区の役割」としていますが、世田谷区や杉並区のような「区の責務」とするか、「区の責任と義務」としていただきたい。世田谷区や杉並区では「責務」ときて、文京区では「責務」とできない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、子どもにもわかりやすい表記とするため、「責務」ではなく「役割」という言葉を用いています。適切な表現について検討いたします。
110	育ち学ぶ施設の役割 子どもの意見等の表明と参加	（17）各施設における子どもの意見表明機会の確保を義務付けていただきたい。また、学校等における権利学習の推進を明記していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見の表明と参加」において、子どもが自分の意見を表明する機会の確保に努めることを規定しています。この規定は、育ち学ぶ施設等にも適用されること想定しており、適切な表現について、検討いたします。 また、「8 育ち学ぶ施設の役割」において、育ち学ぶ施設は、子どもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行うことを規定しており、これには、子どもの権利について学ぶことも含まれます。
111	子どもの意見等の表明と参加	9. 子供の意見等の表明と参加 小石川図書館、竹早公園の住民運動の中で高校生が意見を述べたい希望が 区議会で通りませんでした。区議会の姿勢を変えれば 新たにこのような条例を作る必要はありません。	条例素案では、「4 子どもの権利」で子どもが自分の意見、考え方、気持ち等を表明し、それが尊重されることを掲げ、「9 子どもの意見等の表明と参加」で区等の取組を規定しています。 なお、竹早公園・小石川図書館については、基本計画策定の中で、検討してまいります。
112	子どもの意見等の表明と参加	⑤他の自治体の子どもの権利条例に盛り込まれているように、子どもとの「対話」を重視し、促す条例にしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもの対話を重視する内容となっています。
113	子どもの意見等の表明と参加	③杉並区の条例のように大人等は子どもの意見を「真剣に受け止め」、子どもたちは自分たちの意見を「真剣に受け止めもらえる」ことを盛り込んでいただきたい。杉並区では盛り込まれて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもの意見を真剣に受け止める姿勢が前提となっています。
114	子どもの意見等の表明と参加	⑤世田谷区のように「対話をして協働する権利」を保障していただきたい。世田谷区では保障できて、文京区では保障できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもの対話を重視する内容となっているとともに、協働にもつながるものと認識しています。
115	子どもの意見等の表明と参加	⑦世田谷区のように、子どもたちと「対話」をすることの重要性の認識を全ての区民が共有し、「子どもとの対話を重ねる」旨の文言を盛り込んでいただきたい。世田谷区では盛り込みて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもが自分の意見等を表明する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、子どもの対話を重視する内容となっています。
116	子どもの意見等の表明と参加	⑩武蔵野市の条例にあるような「市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます」という人材の育成を盛り込んでいただきたい。武蔵野市では盛り込みて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、区は、子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めると規定しており、これには子どもの参加を支援する人材の育成も含まれます。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
117	子どもの意見等の表明と参加	②豊島区の条例に記載のあるように「参画」を盛り込んでいただきたい。（豊島区の例：「子どもがおとなとともに手を携えて社会に参画できる場をつくることが必要です」「子どもの社会参加及び参画」「おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません」「施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません」）文京区において、敢えて「参画」という言葉を排除し、「参加」しか使わないのであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。また、豊島区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保とその意見の反映に努めると規定しており、社会への参画にもつながるものと認識しています。
118	子どもの意見等の表明と参加	②豊島区の条例に記載のあるように「施設関係者は、参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければなりません」という旨を盛り込んでいただきたい。文京区の草案では（「施設関係者」に限りませんが）「参加及び参画の結果について、子どもに理解を得られる方法で説明するよう努めなければならない」ということが明記されています。豊島区では明記できて、文京区では明記できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの意見等の反映又は子どもの参加に努めると規定しており、これには、意見表明や参加の結果について、その理由等を説明することも含まれます。
119	子どもの意見等の表明と参加	55 滋賀県の条例には「子どもの意見に対して適切に応答がされること」が明記されていますが、文京区では明記されておらず、文京区でも「適切に応答する」旨を盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもが自分の意見等を尊重し、その意見の反映に努めると規定しており、これには、子どもの意見に対して適切に応答することも含みます。
120	子どもの意見等の表明と参加	56 滋賀県の条例には「県は、子どもの意思をくみ取」ることが明記されていますが、文京区では明記されておらず、文京区でも区や大人のせきむとして「くみ取る」旨の努力規定を盛り込んでいただきたい。滋賀県では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めると規定しています。
121	子どもの意見等の表明と参加	81 愛知県瀬戸市のように「（子ども・若者会議の設置）第13条 市は、広く子どもの意見を聞き、その意見を尊重するため、子ども・若者会議を設置する」といった会議体の設置を文京区でも盛り込んでいただきたい。瀬戸市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	子どもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続き子どもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
122	子どもの意見等の表明と参加	104「恒常的な子ども参画機関（子ども委員会等）」の規定が弱いため、「区は、子どもの意見を継続的に政策へ反映するため、区内の小中高校生等から構成される『文京区こども会議』を設置する。会議は年次報告に意見を提出できる」といった条項を設けていただきたい。	子どもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続き子どもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
123	子どもの意見等の表明と参加	109 子どもの区政参画の強化を目指し、「子どもが条例の策定及び運用等に初期段階から参画できる仕組みを設けていただきたい。	子どもの参加の取組みとして、令和8年度は、令和7年度に引き続き子どもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
124	子どもの意見等の表明と参加	114 条例草案には、「意思」という言葉が出てきて、「9子どもの意見等の表明と参加」のところで「（5）区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、子どもの意見をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとします」と書いてありますが、子どもの「意志」についての言及はなく、あたかもここで想定している「文の京」の子どもには「意志」がなく、区も子どもの「意志」は尊重しなくてもいいかのようであり、「意思」とは別に「意志」の芽生えた子どもにしてみれば、かなり傷付くと思わざるを得ません。「意思」と「意志」を使い分け、りょうほとも適宜適切に盛り込んでいただきたい。	条例草案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、子どもの意見等の尊重について規定しており、子どもの意見等には、子どもの意志も含まれるものと認識しております。
125	子どもの意見等の表明と参加	116 条例草案には「参画」という言葉は使われず、全て「参加」という言葉にとどめられています。一般的に「参加」は、単に集まりに加わることを意味し、「参画」は初めてから（極めて初期の意思決定の段階から）事業や計画等に加わることを意味します。つまり、現在の文京区の草案は、子どもたちを単に集まりに加えるだけにとどめ、初めから（極めて初期の意思決定の段階から）事業や計画等に加わることを拒んでいるとも受け取れるので、「参加」と「参画」を適宜適切に使い分けて使っていただきたい。	条例草案では、「9 子どもの意見の表明と参加」において、区は、子どもが社会的活動に参加する機会を確保し、参加に努めるとともに、子どもの参加を促進するため、子どもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるように努めると規定しており、これらの取組を通じて、子どもの参画につながるものと認識しています。
126	子どもの意見等の表明と参加	（5）子どもの意見表明権が抽象的な記載に留まっている印象は否めず、例えば「区長は、区政について子どもの意見を求めるため、子ども会議を開催する」旨の条項を追加していただきたい。文京区において追加の必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	子どもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続き子どもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
127	子どもの意見等の表明と参加	(6) 上記(5)の関連で、子ども会議の設置に関しては子どもの自主的・自発的運営を尊重する旨を明記していただきたい。また、条例本文において、多様な背景を持つ子どもの参加促進策を明記するとともに、子ども会議からの意見提出権と区長の尊重義務を明記していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	子どもの参加の取組として、令和8年度は、令和8年度に引き続き子どもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
128	子どもの意見等の表明と参加	(21) 条例素案第9条で子どもの意見表明と参加の機会確保に努めるとしているものの、その意見が実際に政策に反映されるための権限や、意見を聴取する多様性への配慮について、具体的な担保規定を盛り込んでいただきたい。例えば全国の自治体の中には子ども議会等に予算提案権を設定する例があります。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」の(5)において、区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、子どもの意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を弁するよう努めると規定しています。子どもによる予算提案等については、先行自治体の取組等を研究してまいります。
129	子どもの意見等の表明と参加	(22) 上記(21)の関連で、「子ども」の定義が幅広いことを踏まえ、意見を聴取する際の原則として「性的マイノリティ、障害、不登校、海外ルーツなど、意見を表明しにくい立場にある子どもへの特別な配慮と方法の確保」を明記していただきたい。世田谷区や町田市などの先進事例を参考に、「文の京」をうたう自治体として後れをとらないでいただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見の表明と参加」において、子どもが自分の意見を表明する機会の確保に努めることを規定しており、これには、子どもひとりひとりの状況を踏まえて必要な取組を適切に実施することも含まれています。
130	子どもの意見等の表明と参加	(23) 区が設置する子どもの意見反映のための会議体(子ども議会、子ども委員会等)について、その役割として「区の予算や計画の一部に対して提言・審議し、又は意見を述べる権限を持つ」ことを盛り込むなど、子どもの意見が実質的な政策決定に影響を及ぼす仕組みを規定していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	子どもの参加の取組として、令和8年度は、令和7年度に引き続き子どもの権利推進リーダー会議を開催する予定です。子どもが参画できる仕組みづくりについては、先行自治体の取組等を研究してまいります。
131	子どもの意見等の表明と参加	(24) 第9条における、区及び育ち学ぶ施設が、子どもから聴取した意見や要望について「その反映又は不採用の理由を、当該子どもに対して分かりやすく、かつ速やかにフィードバックすること」を義務付ける規定を追加していただきたい。子どもたちの意見が活かされている実感(効力感)を子どもに持たせることが、真の参加促進につながるはずであり、文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「9 子どもの意見等の表明と参加」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの意見等の反映に努めると規定しており、これには、意見表明の結果について、その理由等を説明することも含まれます。
132	子どもの居場所づくり	自転車を持っていなかった子どもの頃、遊び場と言えば竹早公園と小石川図書館でした。お金も払わずに長い時間を過ごせる大切な場所。ネットで覆われた球技コートは子どもだけでなく大人も使っていたからボールの速度が全然違って怖かったです。半ば追い出されるような形でボール遊びを諦め帰らざるを得なかった状況が全く改善されていなくて残念です。子どもの遊び場を確保してあげて下さい。大人はお金を出して何処へでも行けるんです。お金を持たない子どもの事を考えて欲しいです。	球技場の利用ルールやマナーの順守について、定期的な公園巡視での指導を徹底するとともに、わかりやすい注意看板の設置等により、子どもたちが安心して遊べる公園づくりに努めてまいります。
133	子どもの居場所づくり	④文京区の条例素案における「居場所」は抽象的で曖昧ですが、国立市の条例には「自分にとって大切となる多様な経験を得ること、様々な世代の人々と触れ合うこと、自然と親しむことなどができる居場所、何もしなくてよい、ほっとできる居場所その他の子どもの豊かな育ちにつながる居場所をつくるよう努めるものとする」と、多様な居場所が記載されており、文京区においても子どもたちに多様な居場所を想起させるように改めていただきたい。国立市では多様な記載ができて、文京区では記載できない/記載したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「11 子どもの居場所づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めると規定しており、子どもが関わる様々な場面を想定したものとなっています。
134	子どもの居場所づくり	(9) 子どもの居場所に関する具体的な規定が足りず、特に居場所の確保を巡って抽象的・不明確なので、例えば「区は、子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して人間関係を築くことができる居場所の確保及び充実に努める」旨を明記していただきたい。文京区において明記する必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「12 子どもの居場所づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めると規定しており、子どもが関わる様々な場面を想定したものとなっています。
135	子どもの居場所づくり	(10) 上記(9)の関連で、「子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくり」を明記するほか、不登校の子どもの居場所確保についても何らかの文言を盛り込んでいただきたい。文京区において明記する必要性がない、何からの文言を盛り込む必要もないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、子どもの居場所づくりや不登校の子供への支援について必要な取組を適切に実施してまいります。
136	子どもの居場所づくり	11.子供の居場所 「ゆったりと安心して休むために必要な居場所」??家庭こそがそれなのではありませんか?行政は居場所というハードを作る前に家庭が「ゆったり安心して休める場」であるための法整備(大人の労働時間や収入など)に尽力するべき。	条例制定後は、条例の内容を踏まえて、子どもの権利を守るための環境づくりなど、各取組を推進してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
137	子どもの居場所づくり その他 (路上喫煙)	子供が遊べる場所が少ないというのがいつも思っていることです。夏は酷暑で、外遊びは命の危険があり、室内遊び場となると選択肢がかなり少ないです。もっと増えたらより魅力的な区になると思います。 また、副流煙は子供たちに害を及ぼすおそれがあります。口頭で注意しても全く改善する気配はないです。他の区のように、路上喫煙を取り締まったり、罰金制度を導入していただけると幸いです。	条例素案では、「4 子どもの権利」にて「遊び、学び、休めるこどもの権利」を掲げており、「11 子どもの居場所づくり」では「こどもが遊び、学びその他の活動をするとともに、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるもの」と規定しています。 現在、屋内で遊べる施設としては、児童館、未就学児が親子で遊ぶ子育てひろばや地域子育て支援拠点等があり、今後も各施設のサービスの向上に努めてまいります。 また、路上喫煙について、区では過料等により取り締まるのではなく、喫煙マナー指導員による巡回指導や、喫煙等禁止周知・啓発キャンペーン等により喫煙者のモラルに粘り強く訴えかけることで、喫煙者自らがマナーを守る環境づくりを目指しています。
138	育ちと学びの環境づくり	適切な教育について 塾に通えない子供がお寺などでボランティアによる教育支援を受けています。こうした活動を助成するために地域活動センターなどの会議室を無料で貸し出してあげたらどうでしょうか。区民の子供に平等に教育を受ける権利を与えてください。	条例素案において、区等は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しています。 地域活動センターなどの会議室において、無料の貸し出しは行っていませんが、文京区在住の方は、使用料が5割減額で利用いただくことが可能です。また、現在、礒川・大原・大塚・向丘・汐見地域活動センター・不忍通りふれあい館・元町ウェルネスパークでは、学習（自習）スペースを整備しております。詳細については、各施設にご相談ください。
139	育ちと学びの環境づくり	⑯中野区のように日本語に困っている子どもをサポートする「多文化キッズコーディネーター」に相談できる仕組みを整え条例に盛り込んでいただきたい。中野区では仕組みを整えられて、文京区では整えられない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しており、区ではこの規定に基づいて適切に対応していきます。 また、子どもの日本語サポートについては、各校に日本語指導協力員を派遣するとともに、放課後に区内2か所で日本語教室を開催し、日本語の習得、学校及び日常における生活の適応を支援しております。
140	育ちと学びの環境づくり	⑮国立市の条例では「（乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備）」として「第19条 市は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を保障し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者と協力して学びの環境を整備するよう努めるものとする。2 市は、子どもが成長・発達の過程及びその後の生涯において、複雑多様化した課題を乗り越えていくことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と協力し、子どもが乳幼児期から自己肯定感や主体性を育むことができる環境を整備するよう努めるものとする」と定めており、文京区においても「乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備」を盛り込んでいただきたい。国立市で盛り込めて、文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」で、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるとしており、これには乳幼児期からの学びが含まれています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
141	育ちと学びの環境づくり	103 「外国籍の子ども／難民的立場／里親・社会的養護・LGBTQ等の脆弱層」への具体的配慮が薄いため、「区は外国籍の子どもに対し、必要な多言語サービス・通訳・学齢対応を提供し、人身取引等のリスクが疑われる事案を発見した場合、速やかに関係機関と連携して保護措置を講ずる」といった条項を設けていただきたい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しており、区ではこの規定に基づいて適切に対応していきます。
142	育ちと学びの環境づくり	(12) 上記(11)の関連で、適切なICT教育を受けられる権利と、区の責務として情報リテラシー向上支援を盛り込んでいただきたい。文京区において盛り込む必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「12 育ちと学びの環境づくり」において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しており、これにはICT教育や情報リテラシーの向上も含まれます。
143	育ちと学びの環境づくり	12.育ちと学びの環境づくり 子供は施設（箱もの）をつくれば育つではありません。住み暮らす街の全てが育ちの環境です。緑のないコンクリートマンション、園庭のない保育園、ケガをさせずに親に返すことを第一義にする育成室を区は作ってきました。 緑や虫、鳥も目に入る道や公園、思いっきり体を動かせる校庭、空き地。それを可能にする長期的まちづくりがされてきたでしょうか。歴史と文化を大切にし、緑豊かな文京区まちづくり指針も全く行政に反映されていません。	条例制定後は、条例の内容を踏まえて、子どもの権利を守るための環境づくりなど、各取組を推進してまいります。
144	育ちと学びの環境づくり 権利擁護委員	・子どもが楽しく学び、のびのび成長できる権利の保障 ・親の経済力に関係なく高等教育を受ける権利の保障 ・権利侵害を救済するための機関は中立・第3者性を確保し条例に明記すること ・現在の学校は学力テストや詰め込みなど競争教育で安心安全な子どもの居場所になっていない。少人数学級で一人一人の力をのばせるよう楽しく学ぶ場にしていくことが重要。 ・不登校の子どもが増えているが子どもの声を聞いて対応できる教員カウンセラーの配置など充実をはかり学ぶ権利を保障すること。 ・高い授業料・入学金など親の経済力がないと高等教育が受けられないようになってきていること。又アルバイトで授業が受けられないなど異常な状況になっている。高等教育の無償化へむけ、学ぶ権利を保障すること。 ・子どもの権利を保障し、権利侵害があった場合救済機関の設置は欠かせない。救済機関は中立・第3者性を確保し、条例に明記すること。	条例素案において、区等は、子どもの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めると規定しています。 また、国において高等教育の修学支援新制度による支援が行われています。 今後も子ども一人一人の学びたいという気持ちを大切にした教育を推進してまいります。 学校における児童・生徒とその保護者の相談活動、教員へのコンサルテーション、相談活動及び心理教育の啓発活動を行うため、区及び都の採用によるスクールカウンセラーを概ね週3日～4日配置しています。 権利侵害を受けている子どもを救済するために区から独立した立場の「子どもの権利擁護委員」を設置し、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。
145	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	⑩文京区において12歳のタイ人少女が性的サービスに従事させられていた事件が起きたことを踏まえ、条例に国籍にかかわらず子どもの「人身取引」を断固として許さない旨を明記していただきたい。こうした記載が必要ない／盛り込む必要がないということであればその理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、「3 基本理念」において、全ての子どもは、人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等どんな理由でも差別されないと規定しています。 また、「4 子どもの権利」において、子どもの権利として、⑫身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られることを掲げ、「14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止」において、誰であっても子どもに対して権利侵害を行ってはならないと定めています。
146	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	(13) 上記(11)と(12)の関連で、インターネット上のいじめや有害情報からの保護する（あるいは子どもが保護される権利を持つ）ことを明記していただきたい。文京区において盛り込む必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、「14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止」において、子どもの権利侵害の防止や早期発見等について規定しており、これにはインターネット上の権利侵害も含まれます。 また、条例素案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、有害情報からの保護について、必要な取組を適切に実施してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
147	虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止	14 虐待、体罰・・・・ 人は極限までの状況の中でこそ大きな成長・発達をします。傍から見て鍛錬か虐待かを判断するのはムズカシイ。判断者の恣意が入ります。今の制度の中でプラスアップしていくべきは良いし、条例を作つて改善されることはありません。	条例制定後は、条例の内容を踏まえて、子どもの権利を守るための環境づくりなど、各取組を推進してまいります。
148	普及啓発	全般について 子どもの権利を尊重することは重要であり、条例にするのは大切なことです。大変でしょうが、よろしくお願いします。 子どもには、他の人にも権利があること、権利と共に「義務」があることを知らせる文面をどこかに書き加えていただきたい。 大人もこどもも、人として互いに尊重し合える社会を望みます。	子どもの権利は、子どもが生まれたときから持っている権利です。また、社会生活におけるルールやマナーについても、日常生活を営む中で身に着けていくことが大切であると認識しております。 条例草案においては、「16 子どもの権利に関する普及啓発」の(2)で、「区は、子どもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしあうことができるよう必要な支援を行う」と規定しています。
149	普及啓発	条例制定に大いに賛同します。これで文京区も他区に追い付きます。 子どもたち一人一人に、この条例の主旨や権利を知つてもらう必要があります。教育現場で繰り返し教えていくことを、要望します。条例があつても、知られていなければ活かされません。 たとえば、吉田穂波医師の推奨する「受援力」といったお話は、以前文京区の講演会で聞いて大変心に刻まれ、意識が変わりました。ぜひそういう講演やパンフレット、書籍などを積極的に取り入れてほしいです。 子どもが困ったとき、「わたしの、ぼくにの、子どもの権利が侵害されている、大人は改善する責任がある」と訴えられるよう、心を碎いて運用していって頂きたいと思いますし、区民としても協力したいと思います。	条例制定後の子どもの権利の普及啓発については、それぞれの世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、力を入れてまいります。また、子どもの権利擁護委員を設置し、ホットラインを開設することにより、子どもや子どもに関係のある人からの相談を受け、子どもの権利の侵害の防止と救済を図つてまいります。
150	普及啓発	③子どもの権利を守ることは大人の責任と義務でもあることをもっと強調し、大人を甘やかさない姿勢を貫く条例としていただきたい。条例とは別に、例えば和歌山県教育委員会が作成したような「子どもの心によりそつて～おとなとのための子どもの権利条約」のような大人向けパンフレットを作り、大人の意識改革と啓発に取り組んでいただきたい。	条例草案では、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の役割について規定し、子どもの権利を子どもも大人もみんなが正しく知って、地域社会全体で子どもの権利を守つていくまちの実現を目指します。 条例制定後は、子どもの権利についての理解を深めるため、パンフレットの作成や文の京こども月間における啓発活動など様々な啓発活動を実施する予定です。
151	普及啓発	⑯柏江市のように条例の逐条解説版を作成し、大人から子どもまで各年齢層・年代層に適した版を整えていただきたい。文京区において大人から子どもまで各年齢層・年代層に適した逐条解説版作成できない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例制定後に、条例の内容を分かりやすく解説するパンフレット等を作成する予定です。作成の際には、年齢層に応じた内容になるよう検討します。
152	普及啓発	74 江東区の条例は、「(大切な考え方)」として「第3条」で「子どもは、自分の権利が大切にされることと同じように、自分以外の人の権利も大切にします」と明記しており、文京区でも子どもたちにこの考え方を「大切な考え方」のひとつとして伝えるよう条例に盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない/盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案では、「16 子どもの権利に関する普及啓発」において、区は、子どもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしあうことができるよう必要な支援を行うものと規定しています。
153	普及啓発 その他 (サークルの設置)	4. 子どもが「何もしない時間」を持つ社会へ 習い事や受験勉強に追われ、子ども同士で自由に遊ぶ時間が不足している現状は、心の成長にとって憂慮すべき事態です。大人がその重要性を理解するためのセミナーや啓発活動をぜひ実施してください。また、思春期の子どもを見守る親の不安や孤立感を軽減するため、地域に親同士が悩みを共有できるサークルの設置を望みます。	条例草案では、子どもの権利として、「遊び、学び及び休むこと」を掲げています。 条例制定後は、子どもの権利について、区民の皆様にお知らせして理解を深めていただく取組を行うことにより、地域社会全体で子どもの権利を守つていくまちの実現を目指します。 子ども家庭支援センターでは、「子どもと家庭の総合相談の窓口」を設置し、家庭や子育ての悩みについて、相談をお受けしています。子育ての不安や孤立感は一人でかかえずに、ご相談ください。
154	施策の推進	⑥全体について 他区や他自治体の条例では、子どもに関する施策の推進計画や、推進体制についても記していますが、この草案では権利擁護委員に関する規定しかありません。子どもに関する施策の推進計画や、推進体制についても明確に記さなければ、ここに示している理念の実現の実効性がありません。 同様に、条例の見直しに関する項目も加え、時代に対応できるものとすべきです。	本条例の推進に向けては、今後、子育て支援計画の中で整理していく予定です。また、条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行つてきます。 また、条例制定後は、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化など必要に応じて、条例の見直しについて適時適切に検討していきます。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
155	施策の推進	④国立市の条例には「第6章 子どもに関する施策の推進と検証」があり、「（子どもに関する施策の推進）」として「第24条 市長は、子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画を策定するものとする。2 前項の計画は、国立市子ども総合計画をもって充てる」とあり、文京区においても子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画を策定していただきたい。国立市で策定できて、文京区では策定できない／策定したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本条例の推進に向けて、今後、子育て支援計画の中で整理していく予定です。
156	施策の推進	102 条例が理念条例であったとしても、もう少し踏み込んだ実施体制（特に人員や予算等）を盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。（例）施行規則として「本条例の実施に必要な人員及び予算を確保する旨を明記し、区は施行後1年以内に実施計画（人員配置・予算見積）等を策定・公表する」——等	条例の推進体制等については、条例に定める考えはありませんが、条例制定後は、区政の様々な場面で、条例に基づいて子どもの権利を守り、子どもの意見を尊重する取組を行うことにより、地域社会全体で子どもの権利を守っていくまちの実現を目指します。
157	施策の推進	（15）条例素案は理念条例に徹しているのかもしれないが、「絵に描いた餅」に終わらせないためにも、行動計画の策定義務を盛り込んでいただきたい。例えば、「区は、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するため、行動計画を策定する」旨を明記していただきたい。その際、計画策定時の子どもの意見反映プロセスを規定するとともに、計画の進捗管理と見直し時期を明記していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	本条例の推進に向けては、今後、子育て支援計画の中で整理していく予定です。
158	権利擁護委員	権利擁護委員（会？）について 委員（会？）のすること・できること（職務責任、権限）を示して、子供や関係者が「相談するインセンティブ」を感じるように制度設計していただくと良いかと。	子どもの権利擁護委員を設置し、相談用のホットラインを開設する際には、子どもの権利擁護員の役割がよくわかるようにお知らせし、子どもや子どもに関係のある人がためらわずに気軽に安心して相談できる環境づくりに努めていきます。
159	権利擁護委員	権利擁護委員が3名以内とされているのは少ないようにも感じましたが、何か理由があるのでしょうか。何人がいいということは特にありませんし、こういった委員の数について詳しくはないのですが、3名より少ないこともありえうということで、単純に疑問でした。	子どもの権利擁護委員を先行して設置している自治体では、2人から5人程度を置いており、文京区の条例素案では3人以内と規定しています。子どもの権利擁護委員の運営体制については、事業を実施していく中で確認、検討していきます。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
160	権利擁護委員	<p>区内で生まれ育ち、子どもの権利に関する仕事をしている者です（数年前までは「こども」でした）。条例素案を拝見しました。とても良い条例だと感じています。特に、子どもの権利擁護委員の設置については、大変素晴らしい内容であり、大変評価しております。要請や調整に関与する先を区に限るのではなく、区民が学び育つ施設など広く対象を設定した点はとても良いと思います。細かな点にはなりますが、以下に、気になった点をいくつか書かせてください。</p> <p>「21 権利擁護委員の要請及び意見の尊重等」のところで、要請を尊重して協力するべきとのことが書かれています。国際標準的にも、要請(勧告)には強制力をもたせず、任意とすることが一般的ですが、一方で調査や調整に協力することは義務となっているケースが多いです(韓国の国家人権委員会やアイルランドの子どもオンブズパーソンなど)。権利擁護委員がしっかりと子どもの権利を擁護する職務を果たすためには、その権限と関係機関の協力が不可欠です。そのため、区や区民が学び育つ施設の調査・調整への協力は義務(表現は要検討)とし、要請に応じるかどうかは、努力義務もしくは任意とするのが良いと思います。特に、世界的にみても、日本の子どもの権利擁護委員は、影響力が弱く、認知度も高くありません。とりわけ、首長部局が直接管轄しない学校等におけるいじめや不適切指導、理不尽校則への介入はあまりできていません。そうしたことから、独立して調査のできる権限を付与するべきだと思います。</p> <p>更には、委員の行った要請などについて、個人が特定されない範囲で公表するべきだと考えています。特に行政機関に対する勧告については、可能な範囲で公表することが適当だろうと思います。</p> <p>その他の点は、具体的な運用の部分になると思いますが、区民が学び育つ施設のなかに、私立学校やスポーツ教室、学習塾などの民間の施設もきちんと含まれているのかについては、大変気にしているところです。文京区は教育の街であり、私立学校に通う子どもや、放課後に学習塾に行く子どもが多く住んでいます。そうした、公立学校以外での「学び育つ施設」における権利侵害事案についても、子どもの権利擁護委員がきちんと関与できるように整備してほしいと思います。</p> <p>加えて、学校教員や校長、民間施設の職員、スタッフを対象とした子どもの権利研修もぜひ実施していただきたいです。</p> <p>また、日本の子どもの権利擁護委員はSNSなどを使った子どもへの啓発が不十分と感じています。子ども当事者の意見を聞きながら、Instagramのショート動画などを用いて、積極的に広報していくことで、子ども当事者に存在をリーチすることにつながるのだと思います。アイルランドの子どもオンブズパーソンの発信は大変参考になると思いますので、下記にリンクを添付します。</p> <p>リール動画 https://www.instagram.com/reel/DQdx08iAEEp/?igsh=dWlsdnVuemu0Wk5</p> <p>アカウント https://www.instagram.com/ombudsmanforchildren?igsh=MWIZamJoMnpvaWFiMg==</p> <p>この条例が子どもの権利を守るための意味のある条例となることを願っています。また、区で生まれ育った者として協力できることがあれば、ぜひ協力させていただきたいです。長文となり、失礼いたしました。よろしくお願いいたします。</p>	<p>条例素案では、子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の保障についての必要な調査及び調整を職務とし、権利擁護委員の要請又は意見の表明を受けた区、区民等及び育ち学ぶ施設は、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものと規定しています。また、権利擁護委員は、独立して職務を行うこととしています。</p> <p>権利擁護委員は、毎年度、職務の実施状況について区長に報告することになっており、報告内容については、個人情報の取扱いに注意しつつ公表する予定です。</p> <p>「育ち学ぶ施設」については、民間事業者が運営する施設も含まれます。</p> <p>条例制定後の子どもの権利の普及啓発については、それぞれの立場や世代に応じて伝わりやすい方法を検討し、実施していきます。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
161	権利擁護委員	<p>18 (3) 権利擁護委員は「3人以内」とされています。最低人数として「3人以上」ならば分かれますが、上限を設定する理由は何でしょうか？</p> <p>「3人以内」では、仮に誤って1人の不適切な人選をしてしまった場合を考えてみると、1人の場合は1人中1人で完全に不適切な人選による判断となり、2人の場合でも2人中1人で半分は不適切な人選による判断、3人の場合ではじめて3人中1人が不適切な人選でも他の2人が適切な判断を下せる様になります。</p> <p>「3人以上」が必須と考えますが、本案で3人ならば足りるとする根拠は何でしょうか？</p> <p>また、文京区の児童数は増加傾向にあり、仮に現状3人で足りたとしても将来足りなくなる可能性も有ると考えます。</p> <p>児童数が増えない場合でも、こども達の状況によっては同様に3人で足りなくなる可能性も有ると思います。</p> <p>権利擁護委員は「3人以上」とする様に変更していただきたく、お願ひいたします。</p>	こどもの権利擁護委員を先行して設置している自治体では、2人から5人程度を置いており、文京区の条例素案では3人以内と規定しています。こどもの権利擁護委員の運営体制については、事業を実施していく中で確認、検討していきます。
162	権利擁護委員	⑧中野区のように「子どもオンブズマン」の仕組みを盛り込んでいただきたい。中野区では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
163	権利擁護委員	⑩国立市の条例には「第5章権利侵害の相談・救済」として「第23条 子どもは、自分の抱える課題等について、市及び関係機関に相談することができるほか、国立市総合オンブズマン条例（平成28年12月国立市条例第38号）の規定に基づき、国立市子どもの人権オンブズマン（以下この条において「子ども人権オンブズマン」という。）に対し、相談し、又は救済を求めることができる。2 市の機関は、子ども人権オンブズマンに関する周知、子どもが子ども人権オンブズマンに相談しやすい環境の整備その他の子ども人権オンブズマンの取組について相互に連携・協力するよう努めるものとする」と定めており、文京区においてもオンブズマン条例を定め、子どもが子ども人権オンブズマンに相談しやすい環境の整備をしていただきたい。国立市にできて、文京区ではできない／したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
164	権利擁護委員	65 兵庫県宝塚市のように「宝塚市子どもの権利サポート委員会条例」のようなものを定めていただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
165	権利擁護委員	66 兵庫県川西市の「子どもの人権オンブズパーソン条例」、川崎市の「川崎市人権オンブズパーソン条例」、埼玉県「子どもの権利擁護委員会条例」、国立市の「国立市総合オンブズマン条例」、名古屋市の「子どもの権利擁護委員条例」、江戸川区の「子どもの権利擁護委員設置条例」、小金井市の「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」、日野市の「日野市子どもオンブズパーソン条例」を研究し、文京区においても今回の条例とともに、子どもの権利の救済のための機関の設置に関する条例を制定していただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
166	権利擁護委員	67 富山県射水市の「子どもの権利支援センター条例」や中野区の「子どもの権利擁護推進審議会条例」を研究し、文京区においても今回の条例とともに、子どもの権利の支援や擁護に関する施設や機関の設置について規定する条例を制定していただきたい。文京区において必要ないということであれば、その理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。 また、条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行っていきます。
167	権利擁護委員	98 条例に「子どもの権利相談室」や「子どもの権利擁護委員」など相談・救済の独立機関の創設規定を盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。（例）「文京区子どもの権利相談室」（以下「相談室」という。）を設置するものとする。相談室には、法律・福祉・教育・人権に関する有識者をもって構成する「子どもの権利擁護委員」を置き、その運営及び調査権限を付与する。相談室は、被害の把握・一時保護の調整・関係機関への仲介・救済勧告を行い、その運用に関する年次報告を区議会に提出するものとする——等	条例素案では、こどもの権利の侵害からの救済を図るため、こどもの権利擁護委員を設置することを規定しています。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
168	権利擁護委員	99 条例に子どもからの相談や苦情を受け付けた際の手続き（受付から措置までの期限・フロー）規定が曖昧であり、相談の必要性に加え、受付方法や対応期限、個人情報保護、匿名相談のルール等についても盛込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。（例）相談受付は電話・電子・来所で受け付ける。受付後14日以内に調査方針を示し、60日以内を目標に一次的措置または経過報告を相談者に文書で通知する——等	条例素案では、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、子どもの権利擁護委員を設置し、困っている人から相談を受けるホットラインなどの取組を行っていきます。相談に関しての具体的な手続き等については、今後、検討し、お知らせしてまいります。
169	権利擁護委員	（1）条例本文に「子どもの権利救済委員会」や「子どもオンブズパーソン」の設置条項を追加していただきたい。文京区において追加の必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、子どもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
170	権利擁護委員	（2）上記（1）に関連し、「調査権限」や「勧告権限」「独立性の担保」を明記していただきたい。	条例素案では、「18 子どもの権利擁護委員の設置」の(2)において、権利擁護委員の職務として調査や関係者への要請、意見の表明について規定しています。また、「19 権利擁護委員の職務の進め方」において、（3）で権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行うとし、（6）で区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を確保するために必要な協力及び支援を行うとしています。
171	権利擁護委員	（3）相談専門員の配置に関しては秘密保持義務を条例本文において規定していただきたい。	条例素案では、「18 子どもの権利擁護委員の設置」の（6）において、権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とすることを規定しています。
172	権利擁護委員	（4）川崎市や兵庫県川西市のように、子どもが直接相談・救済を求められる仕組みを盛り込んでいただきたい。文京区においてその必要性がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、子どもの権利の侵害からの救済を図るため、子どもの権利擁護委員を設置することを規定しています。
173	権利擁護委員	（20）条例素案第18条で「権利擁護委員」を区長の附属機関として設置すると定めていますが、区（行政）に関する権利侵害の相談・救済において独立性と中立性を確保するため、川崎市の人権オンブズパーソン制度などを参考にもっと明確な位置づけとし権限を付与していただきたい。例えば権利擁護委員の設置規定を修正し、区長から独立した「区民に対する人権保障機関」として明確に位置づけ、行政の活動に対する不服申し立てや調査を適切に行うための根拠を明確化していただきたい。また権利擁護委員の職務（第18条第2項）に「区の執行機関等に対する必要な勧告及び意見表明」の権限を明記することで、単なる助言や調整に留まらない、実効性のある救済機能を持たせていただきたい。さらに権利擁護委員（または独立した委員会）の職務として「この条例に基づく施策の実施状況について、定期的に検証を行い、その結果を公表すること」を追加していただきたい。条例を単なる努力義務で終わらせず、継続的な改善のP D C Aサイクルが生まれるようにしていただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例素案では、子どもの権利擁護委員を区長から独立して職務を行うものとし、「18 子どもの権利擁護委員の設置」の(2)において、調査や関係者への要請、意見の表明について規定しています。「19 権利擁護委員の職務の進め方」の（5）において、権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告することを規定しています。報告を受けた内容については、子ども・子育て会議にて確認し、区から公表する予定です。
174	権利擁護委員	【18 子どもの権利擁護委員の設置（3）】について 制定された条例に基づき子どもの権利が守られているか、そのために子どもの権利についての普及啓発がどの程度進められているか等をモニターする役割として「子どもの権利擁護委員」が設置されることに賛同します。しかし、この項に示された「人格が高潔で社会的信望があり、子どもの権利に関して優れた識見を有する者」とは誰なのか、また、「3名以内」の特定の属性の人たちだけで条例案に示された子どもの権利擁護委員の役割を果たすことができるのか、について疑問が残ります。 <意見> ・子どもの権利擁護委員の構成者に多様な属性の人たちが含まれることを求める。また、構成者の中に、当事者である子どもも含めてほしいです。 ・日常で子どもに直接かかわる人だけでなく、そうでない人も、子どもの権利について知り役割を果たすことが「子どもまんなか」な文京区をつくるためには大切です。その意味で、広く区民から委員を募る、または、いつそ裁判員のように抽選で区民から委員を選ぶくらのことがあってもよいのではと考えます。 以上、ご検討ください。	子どもの権利擁護委員は、権利侵害からの救済を図るため、相談を受けたり、助言や支援、調査や調整、関係者への要請や意見の表明を行うものであり、先行自治体では、弁護士や心理士等に委嘱しています。子どもを委員にしたり、公募、抽選により委員を選定する考えはございません。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
175	権利擁護委員	⑤「18 こどもの権利擁護委員の設置」以下 (仮称)文京区こどもの権利に関する条例の中に「こどもの権利擁護委員に関する規定」が唐突に記されていることに違和感があります。条例においては、条例全体の構成を明確にし、章立てを行い、他の条文と同等に取り扱うように表現すべきと考えます。(世田谷区など早い段階からこども施策に取り組んでいる自治体などを参考にしていただきたいです。)	こどもの権利擁護委員は、こどもの権利侵害からの救済というこどもの権利を守っていく上で重要な役割を担うものであることから、この条例素案の中で規定しています。条文の構成については、条文作成上のルールに基づいて整理いたします。
176	権利擁護委員	18子どもの権利擁護委員の設置 受益(報酬)付き名誉職になる可能性が大変大きい。 臨床心理士など有資格者を活用し、今の制度の中で活動レベルを上げていけば十分対応できるし、新たに作る組織は予算の配分先になるだけの公算が大。	条例素案では、こどもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置します。
177	権利擁護委員	・子どもの権利擁護委員の設置のところに、子どもの「回復」についても明文化してほしい	こどもの権利擁護委員は、こどもの権利侵害からの適切かつ速やかな救済を図ることを目的として設置され、権利侵害からの救済には、権利侵害の状態がなくなり、こどもの権利が守られた状態が回復することも含まれます。
178	その他 (施策の確認検証)	④国立市の条例には「(子どもの権利に関する検証)第25条 市は、この条例に基づき、市内において子どもの権利が保障されているかどうかについて、子どもを始め市民の意見を聴いて検証するものとする」が盛り込まれており、文京区でも盛り込んでいただきたい。国立市で盛り込めて、文京区では盛り込めない／盛り込みたくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行っていきます。
179	その他 (施策の確認検証)	100 条例に「こどもの権利影響評価(Child Rights Impact Assessment/CRIA)」の条項を盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。(例)「こどもの権利影響評価」の条項として例えば、「区は、条例に関わる重要な施策立案の段階で、当該施策がこどもの権利に与える影響を評価する手続(こどもの権利影響評価)を実施し、その結果を公表するものとする」――等	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行っていきます。
180	その他 (施策の確認検証)	101 条例にモニタリング及び施策の評価・公開義務の規定(第三者評価や年次報告、定例的KPI等)を明確な形で盛り込むべきであり、盛り込まないのであればその理由を示し、区民の理解と納得を得ていただきたい。 (例)区長の責務として、「区長は毎年、子どもの権利の状況について年次報告を作成・公表し、主要指標(教育出席率・相談件数・一時保護数・外国籍児童の就学率等)を掲載する」「3年ごとに外部有識者による第三者評価を実施する」――等	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行っていきます。
181	その他 (施策の確認検証)	(14) 条例素案では、条例の実効性を担保する検証システムが不明確であり、例えば「子どもの権利委員会」を設置し定期的な検証と報告を義務付けることや、子どもモニター制度の導入を規定し、検証結果の公表義務を明記したり、区長への勧告権を付与したりしていただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例に基づく施策の進捗や取組状況については、条例案の検討を重ねてきた子ども・子育て会議にて確認・検証を行っていきます。
182	その他 (条例の見直し)	・今後の条例の見直しについても、どのようにするのが望ましいか入れて欲しい	条例制定後は、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化など必要に応じて、条例の見直しについて適時適切に検討していきます。
183	その他 (条例の見直し)	110 定期的な見直し規定を追加していただきたい。例えば「本条例は、社会情勢の変化等を踏まえ、定期的にその内容を見直し、必要な改正を行うこと」	条例制定後は、社会情勢やこどもを取り巻く環境の変化など必要に応じて、条例の見直しについて適時適切に検討していきます。
184	その他 (学校教育)	倫理を育む教育について 「鉄は熱いうちに打て」と言う古来より語り継がれている言葉。日々、感じる社会に於て、現代人は特に乗り物に乗っている年老いた人が自分の前に来ても、全く気にも止めず、ひたすらスマホとニラメッコしている若者の何んと多いことか!気使いの出来ない社会になってしまったのは嘆かわしいばかりです。 つまる処、大人の責任ではないでしょうか!教育者がもっと繰返し、子供達に常識を諭しdiscussionさせて立派な大人になる様御指導下さい	本区では、こどもの権利を尊重し、その健やかな成長を保障することが重要であると認識しております。 引き続き、学校教育において、特別の教科道徳や生活指導を含め、「思いやり」「公共心」「規範意識」を指導してまいります。 また、子どもたちが社会の一員として他者を尊重できるように、家庭・地域とも連携してまいります。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
185	その他 (学校教育)	<p>3. 差別のない環境づくりと教育の強化</p> <p>外国籍の子どもが増える中で、学校現場では「中国人キレイ」といった差別的な発言が聞かれることもあると、娘から聞きました。これは子ども自身の意志というより、家庭やSNSの影響が大きいと感じます。理念1「どんな理由でも差別されない」を実現するには、学校での人権教育をより具体的かつ継続的に行う必要があります。</p>	<p>人権教育につきましては、東京都教育委員会発行の「人権教育プログラム」の中で、人権課題の1つに「外国人」と明記されており、今後も一人ひとりの人権に配慮した教育活動が行われるようにしてまいります。</p>
186	その他 (学校教育)	<p>このたびの「子どもの権利条約（案）」の策定にあたり、子ども自身が主体的に関わったこと、そしてその声が前文や理念に反映されている点に深く感銘を受けました。子どもが自らの権利を語り、社会に働きかける姿勢を育む取り組みとして、非常に意義深いものだと感じます。</p> <p>一方で、以下の点についてさらなる検討と具体的な施策の充実をお願いしたく、意見を提出いたします。</p> <p>1. 子どもの権利意識と不登校率のギャップについて</p> <p>アンケートでは9割以上の子どもが「権利が大切にされている」と回答している一方、文京区は23区内で最も不登校率が高いと聞いています。このギャップの背景には、進学競争や習い事の過密化、家庭の教育方針などがあるのではないでしょうか。中学受験率が9割に達する現状は、真の多様性を認める社会とは言い難く、子どもが自分らしく生きる選択肢を狭めている可能性があります。</p> <p>義務教育期間においては、思い切って「成績をつけない教育」を導入することも検討していただきたいです。他自治体での実績もあり、失敗を恐れず挑戦する力を育む土壤となると考えます。また、親世代への啓発も重要です。子どもの多様性を認める価値観を広めるための講座や広報活動をぜひ強化してください。</p>	<p>不登校児童・生徒について把握した事実として、小・中学校ともに、登校の意思はあるが、漠然とした不安や気持ちの落ち込みにより登校しない（できない）ことに関する「不安・抑うつの相談」が最も多く、不登校の要因や背景はより多様化・複雑化しているため、学校・家庭・関係機関が連携し、早期かつ的確な把握と一人ひとりの児童・生徒に寄り添った対応をしております。</p> <p>また、義務教育における成績や評価の在り方は、学習指導要領に基づき、児童・生徒の学びを適切に把握し、指導改善に生かすことを目的としており、児童・生徒、保護者等にも周知してまいります。</p>
187	その他 (学校教育)	<p>5. 権利教育の具体化と制度理解の促進</p> <p>条約に記載された権利は抽象的であり、子どもが自分の権利を実感し、活用するには具体的な制度の理解が必要です。たとえば「健康的な生活をする権利」があるならば、生活保護制度の仕組みや、困ったときに頼れる支援機関について学ぶ機会を増やすことが重要です。学校教育や地域の学習機会を通じて、権利の実践力を育てていただきたいです。</p> <p>子どもたちが安心して自分らしく生きられる文京区の実現を心より願っております。今後の条例策定と施策の充実に期待しております。</p> <p>以上</p>	<p>条例素案では、「16 こどもの権利に関する普及啓発」において、区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとしており、必要な取組を適切に実施してまいります。</p> <p>また、学校教育では、特別の教科道徳や社会科の授業等において、子どもたちの人権や権利等について学んでおります。引き続き、教育の継続をしていくとともに、本条例についても担当課と連携してまいります。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
188	その他 (教職員の意見)	<p>条例案は大変素晴らしい文案だと思います。</p> <p>この内容を『実践』するために「何が足りないか?」「何が必要か?」を現場の皆さんに聞いて欲しい。</p> <p>特に幼保の先生方、小中学校の先生方が普段、何に悩み課題を抱えているかを丁寧に聞き取って解決を探って欲しいです。</p> <p>理念は立派でも、実際は「本音と建前」の中で小さな（特に弱い立場にいる側の）声がかき消されているように感じます。</p> <p>子どもは大人の「本音」を注意深く観察しています。「どうせこれは建前」と思われないよう大人がきちんと本音で問題に向き合いたいものです。</p> <p>子どもの権利の向こう側に、日々子ども達に接している幼保小中の先生方がいます。</p> <p>学校等の先生方は日々様々なタスクで多忙を極めています。ハラスメントに近いような要求をされる保護者もよく見かけます。</p> <p>教員も生身の人間で万能ではありません。家に帰れば普通のお母さん、お父さんだったり、まだ駆け出しの先生だったりします。</p> <p>日々子ども達と接する教員が、保護者からの過剰な要求を受けて疲弊しないよう、教員の権利を守る手立てが必要です。</p> <p>教員がストレスなく充実できていることが、子ども達の幸せ（権利が守られること）に繋がります。</p> <p>他方、保護者も日々膨大な「教育産業の情報」に晒されており、早期教育を煽られ、常に不安の中にいます。</p> <p>そのことが、子どもへの圧力となり、子どもを追い詰めている側面があるのは否めません。</p> <p>教育産業が掲げる早期教育が必ずしも有用でないことを、正しいデータなど示しながら繰り返し保護者を安心させる必要があります。</p> <p>言うまでもなく、子どもの最も身近にいるのが「保護者」です。</p> <p>保護者が「子どものため」と思っていること（しつけや早期教育や中学受験など）が「教育虐待」にならないよう、地域や幼保小中と連携して保護者をサポートする体制が必要と思います。</p> <p>子どもは大人を映す鏡。大人たち（自分たち）の不安は何か？本音で吐き出し共有して、まずは大人が幸せになること。</p> <p>これが子どもの権利を守る一番の近道だと思います。みんなで力を合わせていきたいです。</p>	<p>条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。今後も、保護者への支援や学校など育ち学ぶ施設との協力・連携などの条例に基づいた取組により、地域社会全体で子どもの権利を守っていくまちの実現を目指します。</p>
189	その他 (学校の役割)	108 学校現場の具体的役割（学校司書・教材・研修）について数値目標がないので、「区は、〇〇年までに全区立小中学校で定期的に子どもの権利教育を行う体制を整備し、学校司書の配置率を〇%まで引き上げる」といった学校司書の配置や教職員研修頻度等の目標を定めた条項を設けていただきたい。	子どもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
190	その他 (区報特集号)	10/20付区報4面左上のイラストについて 子どもの権利に関する条例の制定には賛同しますが、区報第4面左上の「みんなで協力して…」のスローガンの下のイラストを見て驚き、怒りさえ感じます。ここに描かれているのは保護者、区民（2人共）、施設職員の全員が女性？！一体どういうことなのでしょうか？子どもに関わるのは女だけという意識が底流にあるとしか思えません。しかも区の職員だけがネクタイを締めた男性とは！！文京区もジェンダー平等を掲げているのではないですか？この全く時代錯誤なイラストに強く抗議するとともに区役所の関係者のお考えを伺いたいと思います。	<p>文京区では、文京区男女平等参画推進条例に基づき、性別による固定的な役割分担の意識に捉われることのない社会の実現を進めており、子育てに関しても、性別に関わりなく携わっていくものと認識しております。</p> <p>今後は、誤解を招かないよう、適切な表現による情報発信に努めてまいります。</p>

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
191	その他 (離婚後こども面会)	離婚後の子供面会について 共同親権制度が無い日本では親権を持った片親が子供を洗脳して会わせないようにすることがまま起きている。 そのようなことが起きないような子供の離婚後も両親に会う権利があることを広めて頂きたい。	令和6年5月に成立した民法等改正法では離婚後の親権、親子交流(面会交流)等に関するルールを見直しています。 それを受けて、区でも、離婚後の父母が適切な形で子どもの養育に関わり、その責務を果たすことは子どもの最善の利益を守るために重要と考えております。引き続き、区が行っている親子交流に関する支援事業や共同親権等について、HP等を活用した周知に努めてまいります。
192	その他 (保育園の外遊び) (地域子育て支援拠点)	娘が●●小規模保育園に通っているのですが、天気がいいのにお散歩に行かない日が多いように思います。1歳半検診などで、外遊びはしているかなど設問があるにもかかわらず、雨の日以外は積極的に外遊びを実施してほしい。 上の子、下の子ともに子育て広場まちぶらを利用しています。スタッフのかたがたはとても親切で子育て、育児のアドバイスをたくさんしていただけます。ママ友もたくさんてきて、子育てがとても楽しくなりました。 このような施設が近所にあってとても嬉しいです。 また、休日開催を最近月1回していただき、休日ワンオペの育児が楽になりました。	小規模保育事業所においては、園庭がない施設が多く、散歩が重要であることは区としても認識しております。各保育施設には、散歩等の際には子どもの安全を最優先に考え、必要な人員の配置、事前のルート確認、また不測の事態に備えた緊急時の体制確保など、細心の注意を払って実施するよう求めております。 安全確保体制を強化するため、区では「保育体制強化事業」を実施し、本事業により配置された保育補助者が、散歩時の付き添いを行うなど、安全な外遊びの実施に寄与しております。 また、区立保育園園長経験者等による巡回において、散歩中の職員の動きや緊急時の体制の確保等について助言を行い、各施設の散歩の実施について引き続き支援してまいります。 地域子育て支援拠点のこそだて応援まちぶらをご利用いただき誠にありがとうございます。今後とも、よりよい施設運営に努めてまいります。
193	その他 (温暖化対策)	2. 温暖化と子どもの未来への影響 「自分の未来を自分で決める」権利を保障するには、気候変動による生活環境の悪化にも目を向ける必要があります。特に夏場の厳しい暑さは、子どもの健康や活動に大きな制約を与えてます。未来世代の権利を守るためにも、区として温暖化対策により積極的に取り組んでいただきたいです。	ご指摘のとおり、気候変動による夏場の猛暑は子どもたちの健康や活動に大きな制約をもたらしており、未来世代の権利を守る観点からも温暖化対策は急務となっております。文京区では、2025年3月に見直した「文京区地球温暖化対策地域推進計画」において、小中学校等での熱中症対策やミストシャワーの設置、日傘利用の推奨など、子どもたちが安全に外遊びできる環境整備や熱中症対策の強化を気候変動適応策として位置づけ、積極的に進めることとしております。今後も、子どもたちが自分の未来を自分で決められる環境を守るために、区民の皆様のご意見を伺いながら、温暖化対策により一層力を入れてまいります。
194	その他 (文の京こども月間)	①世田谷区のような「文京区子どもの権利擁護の日」といったものを定め、条例に盛り込んでいただきたい。世田谷区では定めて、文京区では定めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	区では、毎年9月から11月を文の京こども月間として、子どもの権利に関する啓発活動を行っております。
195	その他 (こども憲章)	58 岐阜県本巣市は条例で、「全てこどもが議論しながらつくり上げた願いを『本巣市こども憲章』として定め、これを基本理念として、全てのこどもが幸せに生きる主体者となるためにこの条例を制定します」と記載しており、文京区でも「文の京」こども憲章を設けていただきたい。本巣市ではできて、文京区ではできない/したくない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	本巣市では、主に具体的な子どもの権利の項目の部分を、子どもの権利条例とは別に本巣市こども憲章として定めています。区ではこのような構成をとる考えはございません。
196	その他 (こどもまんなか社会)	63 北海道石狩市は条例で「こどもまんなかまちづくり」の考えを表明し、岡山市や埼玉県鴻巣市も条例で「こどもまんなか社会」を明記していますが、文京区では条例において「こども」が「まんなか」に居ない理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	文京区子どもの権利に関する条例の制定をはじめとする文京区の子どもの権利擁護の取組は、こども家庭庁の掲げる「こどもまんなか社会」を踏まえております。

番号	関連する項目等	ご意見【原則原文どおり】	区の見解
197	その他 (配慮が必要なこどもや家庭)	⑧国立市は条例に「(配慮が必要な子ども・家庭への支援) 第18条 市は、特に配慮が必要な子どもの把握に努めるとともに、その存在を確認した場合は、当該子どもとその家庭の状況を把握し、関係機関と連携・協力して適切な支援をしなければならない」を盛り込んでおり、文京区においても盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、配慮が必要なこどもや家庭への支援について、必要な取組を適切に実施してまいります。
198	その他 (危険な環境等からの保護)	⑨国立市は条例に「(危険な環境等からの保護) 第22条 市及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもの成長や発達に影響を及ぼす公害、子どもの日常生活において著しく事故や事件につながるおそれがある環境、子どもの人格形成に有害であると法律等で認められている情報等(以下この条において「危険な環境等」という。)から子どもを守るとともに、子どもたちが自ら危険な環境等から身を守るために必要な情報の提供に努めるものとする」と定めており、文京区においても子どもにとっての「危険な環境等」の具体的な記載、さらには「情報の提供に努める」という情報提供の努力義務を盛り込んでいただきたい。国立市では盛り込めて、文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、危険な環境等から子どもを守ること等について、必要な取組を適切に実施してまいります。
199	その他 (ヤングケアラー)	85 山梨県の条例には「この条例において「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っている子どもをいいます」という言葉の定義を盛り込んでおり、文京区でもヤングケアラーの存在がある以上、この言葉を避けることなく盛り込んでいただきたい。文京区では盛り込めない特別な事情があれば理由と根拠を区民に示し、区民の理解と納得を得る最大限の努力を尽くしていただきたい。	条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、ヤングケアラーへの支援について、必要な取組を適切に実施してまいります。
200	その他 (個別の支援)	(18) 条例草案は特別な配慮を要する子どもへの支援が不十分であり、山梨市や岡山市のようにヤングケアラーへの支援規定を盛り込んでいただきたい。また、障害のある子ども、外国にルーツを持つ子どもなど個別の必要に応じた支援をもっと踏み込んだ形で具体的に規定していただきたい。文京区においてこれらが必要がないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、ヤングケアラーや障害のある子ども、外国にルーツのある子どもなどへの支援について、必要な取組を適切に実施してまいります。
201	その他 (社会的擁護下のこども)	(26) 施設・里親等のケアを受ける子どもの権利家族として、過ごす権利とは別に「施設、里親等によるケアを受ける子どもが、安全で質の高い養育環境と、自己の意見が尊重される環境を保障されること」を明記し、行政が責任を持つ「社会的養護」下にある子どもの権利保障を強調していただきたい。文京区においてこれらが必要ないということであれば、その理由と根拠を示し、区民に対する説明責任を果たしていただきたい。	条例草案は、子どもの権利に関する区の基本的な考え方を示しております。区では、条例の趣旨を踏まえ、社会的擁護における子どもの権利の保障について、必要な取組を適切に実施してまいります。
202	その他 (児童安全基準の明文化)	105 ボランティアや職員の研修と身元確認(児童安全基準)の明文化がないため、「区及び区と協働する団体は、子どもに接する者に対して定期的な安全研修及び必要な身元確認(身分証明、犯罪歴照会等)を行うものとする」といった条項を設けていただきたい。	子どもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
203	その他 (個人情報取扱規定)	106 子どもの個人情報保護・調査データの取扱い規定が曖昧で緩いため、「相談・調査で得た子どもの個人情報は最小限にとどめ、保管・共有は法令に基づき厳格に管理し、匿名化・利用目的を限定する」といった子どもの安全確保とプライバシー保護の両立させる条項を設けていただきたい。	子どもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
204	その他 (一時保護)	107 児童相談所等との連携ルールや一時保護先確保に関する条文が欠如しているため、「区は、児童相談所、警察、医療機関、在外公館等と連携した緊急保護フローを定め、緊急時における一時保護先及び通訳等の手配を確保する」といった「緊急時の保護フロー」や「関係機関との役割分担」を明確にする条項を設けていただきたい。	子どもの権利に関する条例において規定する内容ではないと考えます。
205	その他 (マナー)	権利にまつわる事は充分だった。が、について 「権利と同時に責任がある」という教えが不足している。 ①最近の若い諸たちには、社会に於ける道徳が不足している。学校でも教えない。明治以前の老しゅうとしゅうとめと一緒にメシを喰うことがないから、教わることがないのだ。 <例>11月下旬の4時半～5時ごろ、歩道を小学生が5～6人バタバタ走ってくる。「コラ！走るな、ここは歩道だ」と止めた。が、すぐ小生のあとを自転車に乗った若いママが「オイチニ、オイチニ」とあおっていた。「コラッ、自転車を降りなさい、暗くなったら走らないのよ」と教えるのが扱だらうが?…	子どもの権利は、子どもが生まれたときから持っている権利です。また、社会生活におけるルールやマナーについても、日常生活を営む中で身に着けていくことが大切であると認識しています。

※ 個人を識別できる情報及び特定の個人や法人の利益を損ねる情報は、「●●」と記載しています。